

5章 非核化・核軍縮

5.1 非核化

- 5.1.1 大量破壊兵器及び物質の拡散に対する
G8 グローバル・パートナーシップ
- 5.1.2 旧ソ連諸国の解体核支援
- 5.1.3 非核兵器地帯条約等
- 5.1.4 我が国の取組み

※北朝鮮の核兵器関連施設の無能力化、非核化⇒10章4節

5.2 核軍縮状況

- 5.2.1 ジュネーブ軍縮会議
- 5.2.2 米露(ソ)の核軍縮交渉
- 5.2.3 その他の取組み
- 5.2.4 我が国の取組み

出典及び参考文献

5. 非核化・核軍縮

非核化				
大量破壊兵器及び物質の拡散に対する G8 グローバル・パートナーシップ				
<ul style="list-style-type: none"> 9.11 事件を契機に高まった大量破壊兵器の拡散(特にテロリストによる大量破壊兵器の入手)の懸念を払拭するため、旧ソ連諸国に大量に残された大量破壊兵器及び関連物質・技術の拡散防止を含む国際社会全体が取組むべき課題に関する G8 諸国の合意 先ずロシアを対象とした協力事業(退役原潜解体、核分裂性物質処分、科学者の再雇用等)をカナダで開催されたカナナスキス・サミット(2002/6/26-27)で協議し、今後 10 年間で G8 による資金調達(上限額は 200 億ドル)を決定すると共に、協力事業実施に関する「指針」を策定 仏で開催されたドーヴィル・サミット(2011/5/26-27)で当初 10 年間のマンデートの延長に合意し、ロシアにおける優先事業の完了に引き続きコミットしてきた。だが、2014 年のロシアによるクリミア併合を契機に G8 が停止され、協力事業は核セキュリティ強化等に重点が移行 				
旧ソ連諸国の解体核支援				
<ul style="list-style-type: none"> ソ連崩壊前の 1991 年 7 月に米ソ間で締結された第一次戦略兵器削減条約(START-I)に基づいて削減される旧ソ連諸国の核兵器の核弾頭解体、解体核処分について、核不拡散の観点から西側諸国が行った支援活動。我が国もロシアの極東退役原潜解体協力事業等に参画 				
非核兵器地帯条約等 (ラロトンガ条約は「非核地帯条約」)				
<ul style="list-style-type: none"> 国際約束によって作り出される「核兵器のない地帯」、現在、以下の 5 つの条約が発効 				
条約名	締約国	締約国数	署名	発効
トラテロルコ条約	ラテンアメリカ諸国	33	1967/2/14	1969/4/25
ラロトンガ条約	太平洋諸島フォーラム加盟国	13	1985/8/6	1986/12/11
バンコク条約	東南アジア諸国	10	1995/12/15	1997/3/27
ペリンダバ条約	アフリカ諸国	53	1996/4/11	2009/7/15
セミパラチンスク条約	中央アジア諸国	5	2006/9/8	2009/3/21
⇒図5-1「非核兵器地帯等の現状」、表5-1「非核兵器地帯条約の比較」を参照				
<ul style="list-style-type: none"> モンゴルが1992年に一国非核の地位を宣言し、1998年の国連総会決議がそれを支持 現在、南極、海底、宇宙・月の非軍事化に係る条約等が発効 1992年に韓国と北朝鮮が朝鮮半島非核化共同宣言を発出 ⇒最近の動向については10章4節「北朝鮮の核開発問題」を参照 				

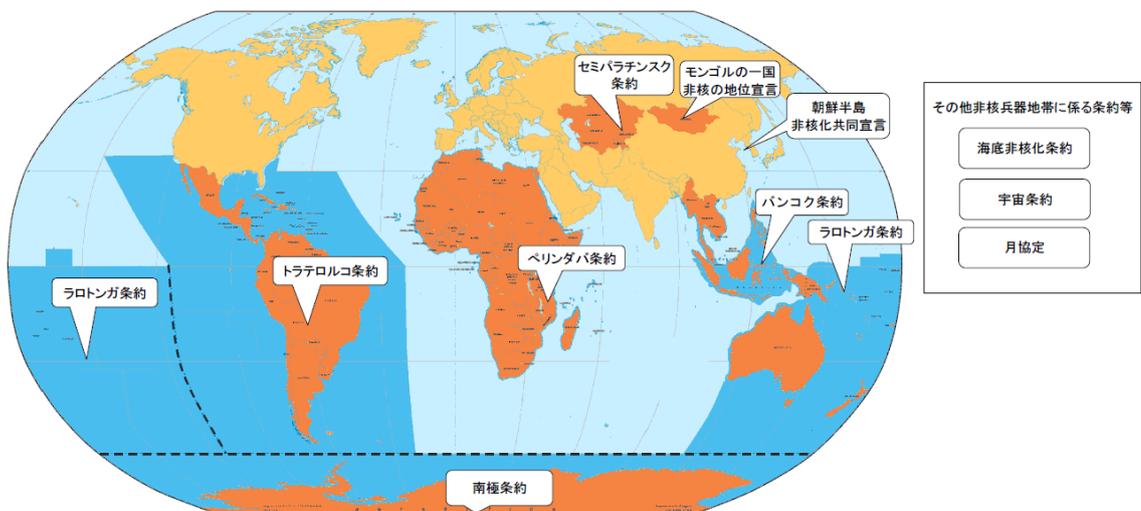


図 5-1 非核兵器地帯等の現状

核軍縮				
ジュネーブ軍縮会議				
唯一の多数国間軍縮交渉機関。所在地はスイス・ジュネーブ。加盟国は 65 ヶ国(2018/8 現在)。日本は 1969 年加盟。活動及び決定はすべてコンセンサス方式でなされる				
米露(ソ)の核軍縮交渉 冷戦時代から両国間で交渉あるいは締結された核軍縮に係る条約				
条約名	署名	発効	条約期限	制限・削減の対象
第一次戦略兵器制限条約 (SALT-I)	1972/5/26	1972/10/3	1977/10/3	核兵器運搬手段の制限
第二次戦略兵器制限条約 (SALT-II)	1979/6/18	発効せず	1985/12/31	複数弾頭化の制限
弾道弾迎撃ミサイル制限条約 (ABM)	1972/5/26	1972/10/3	2002/6/13 (失効)	迎撃ミサイルシステムの開発・配備を制限
中距離核戦力全廃条約 (INF)	1987/12/8	1988/6/1	1991/6/1 (廃棄完了)	射程距離 500~5,500km の弾道ミサイル廃棄
第一次戦略兵器削減条約 (START-I)	1991/7/31	1994/10/2	2009/12/5	配備戦略核弾頭数を一義的に規定(上限 6,000 発)
第二次戦略兵器削減条約 (START-II)	1993/1/3	発効せず	2009/12/5	配備戦略核弾頭数を 3,000~3,500 発に削減
第三次戦略兵器削減条約 (START-III)	構想されたが条文化されず			双方の戦略核弾頭数を 2,000~2,500 発に削減
モスクワ条約 (SORT)	2002/5/24	2003/6/1	2012/12/31 (失効)	配備戦略核弾頭数を各々 1,700~2,200 発に削減
新戦略兵器削減条約 (新 START)	2010/4/8	2011/2/5	2021/2/5*	双方の弾頭上限数を 1,550 発及び運搬手段上限数を 800 基・機に削減
*米露両国は履行期限内に削減目標を達成したことを発表(2018/2/5)。条約期限までに後継条約を締結する必要があるが、両国間の関係悪化で交渉停滞。なお両国の合意で最大 5 年間の延長が可能				
パグウォッシュ会議(科学と国際問題に関するパグウォッシュ会議)				
核兵器開発に至った科学者の社会的責任の重要性を認識し、世界の科学者が軍縮・平和問題を討議する国際会議。ラッセル・アインシュタイン宣言(1955/7/9)を契機として創設				
米国における超党派及び現実主義者による核軍縮のための主張 (2007/1/4)				
長く米国の核抑止政策をリードしてきた 4 人の要職経験者がウォール・ストリート・ジャーナル紙上に連名で「核兵器のない世界を」と題する論文を発表し、核兵器に過去のような抑止効果は期待できず、核兵器廃絶を米国が主導すべきと主張				
オバマ米国大統領のプラハにおける核廃絶演説 (2009/4/5)				
チェコ共和国の首都プラハで行われた、核軍縮(START-I 後継条約、CTBT 批准、FMCT 交渉妥結)、核不拡散(国際的核査察強化、燃料供給の国際的枠組)、核テロ防止(核物質防護体制の確立)を通じた「核兵器のない世界」(核廃絶)の実現を呼びかけた演説				
我が国による核兵器廃絶に係る国連総会決議の提案				
唯一の被爆国であるという国民世論を背景に、1994 年より毎年、我が国が賛同国と共同して国連総会に提出している核廃絶を訴える決議案。毎年、核兵器国を含む多数の国が賛同				
平和市長会議				
1982 年、広島・長崎両市長の呼びかけで発足。世界の都市が連帯し、核兵器廃絶の国際世論を喚起して、世界平和の実現を目指す。4 年に 1 回、広島市や長崎市で総会を開催。2020 年までに核兵器廃絶を目指す行動指針「2020 ビジョン」を策定(2003/10)。163 ヶ国及び 7,632 都市(日本国内加盟都市数は 1,729 都市)で構成(2018/8/1 現在)。会長は広島市長				
核兵器禁止条約 (2017/7/7 採択)				
国連総会決議により設立された条約交渉会議(於ニューヨーク国連本部)で採択された核兵器の開発・実験・製造・取得・保有・使用及び威嚇・配備等を法的に禁止する国際条約。条約の発効には 50 ヶ国の批准が必要。署名国数 60 ヶ国、批准国数 14 ヶ国(2018 年 8 月現在)。				

5.1 非核化

NPTの精神に則り、核拡散の防止の観点から実施されている核兵器解体等の国際的管理とその支援、および地域の非核化の進展状況をまとめる。

5.1.1 大量破壊兵器及び物質の拡散に対する G8 グローバル・パートナーシップ^[1]

[1] 経緯

・2001/9の米国における同時多発テロ事件を契機に、大量破壊兵器の拡散、特にテロリストによる大量破壊兵器の入手をいかに防ぐかということが国際社会全体における重要な課題

・G8諸国は、ロシアを始めとする旧ソ連諸国に大量に残された大量破壊兵器(核、化学、生物の各兵器)及び関連物質・技術の拡散防止に対して一致して取り組む姿勢を示し*、カナダで開催されたカナナスキス・サミット(2002/6/26-27)において「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」に合意

先ずロシアを対象に、不拡散、軍縮、テロ対策及び環境を含む原子力安全という分野に関連するプロジェクトを協力して実施、具体的な優先分野は、退役した原子力潜水艦の解体、化学兵器の廃棄、核分裂性物質の処分及び兵器の研究に従事していた科学者の雇用の4分野

・G8は、この構想の下で、協力事業の円滑な実施を図るべく、事業実施上の困難を克服するための「指針」を策定し、10年間にわたって総額200億ドルを上限に資金協力を行うことを目標に

・2003年以降のサミットにおいて、「G8グローバル・パートナーシップ」をフォローアップするための年次報告を採択。年次報告では、過去1年間の関連事業の進捗状況、実質的な成果を達成するための諸課題の解決策、G8グローバル・パートナーシップ参加国の更なる拡大等に言及

・ドイツで開催されたハイリゲンダム・サミット(2007)では、2007年を「G8グローバル・パートナーシップ」の中間点と位置付けてレビュー文書を作成。

これまでに実施された協力事業の進展・状況を評価し、2002年以降達成された進展を認識した上で、協力事業の効率性の向上のためには更なる努力が必要とし、カナナスキス・サミットで合意されたG8グローバル・パートナーシップの目標達成へのコミットメントを再確認

・今後、参加国が取り組む分野に、改正核物質防護条約、IAEA包括的保障措置・追加議定書、安保理決議第1540号、核テロ防止条約、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)」等の実施及び普遍化への関心を挙げた

G8グローバル・パートナーシップ参加国が大量破壊兵器拡散の脅威に地球規模で取り組むことを再確認し、いくつかの国はこの点で進展を見せているとした

・北海道洞爺湖サミット(2008/7)の首脳宣言で、非核化・核軍縮に関して以下の声明を发出^[2]

- 朝鮮半島の検証可能な非核化及び関連する六者会合参加者間の将来の国交正常化に向けた六者会合プロセスを支持。北朝鮮による申告を歓迎しつつ、検証プロセスでの完全な協力を要求。全ての既存の核施設の迅速な無能力化並びに全ての核兵器と既存の核計画の放棄の重要性を強調。関連する安保理決議の遵守を北朝鮮に要求。

- G8の核兵器国(米露英仏)の核兵器削減措置を歓迎し、全ての核兵器国に透明な形での核

*米ソ両国は、後述するように1991/7、第1次戦略兵器削減条約に署名し戦略核兵器の削減に取り組むこととなった。同年12月にソ連邦が崩壊した時点で、15共和国のうちロシア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシに戦略核兵器が配備されていたが、1992/5には核不拡散のための措置としてロシア以外の3ヶ国の核兵器はロシアに移送されることが決まった。

これらの核兵器の処理は、第一義的にはこれを引き継いだロシア等の責任で実施すべきものであるが、旧ソ連解体後の政治・経済・社会的混乱により、核兵器廃棄や核不拡散上の措置が着実に実施されないのではないかと危惧がもたれた。このような事態を放置することは、核兵器の拡散、放射能汚染事故等の危険を招きかねず、国際安全保障にとっても深刻な懸念材料であったため、ロシア等による核兵器の処理を支援するための国際的な取組が必要とされていた。

兵器削減を行うよう要求

- 大量破壊兵器・関連物質の拡散のリスクが世界的に存在することを踏まえ、グローバル・パートナーシップがかかる試練に取り組むことに合意
- ・仏で開催されたドーヴィル・サミット(2011/5/26-27)で、当初10年間のマンデートの延長に合意し、ロシアにおける優先事業の完了に引き続きコミットすることなどを宣言^[3]
- ・2014年のロシアによるクリミア併合を契機としてG8が停止されたことを受けて、グローバル・パートナーシップの協力事業は核セキュリティ強化等に重点が移行

(G7サミットの最近の動向は10章7節「G7/8サミット」を参照)

[2] 意義

- ・G8グローバル・パートナーシップは、ロシア等に残された様々な大量破壊兵器拡散の脅威の源を除去するための事業に協力して取り組むという構想。冷戦の負の遺産を整理するという歴史的な意義・のほか、安全保障、テロ対策を含む不拡散及び環境保全という3つの側面から実質的な意義
- ・G8グローバル・パートナーシップが発表される以前においても、日本を含む各国が2国間協力の枠組み等に基づいて、ロシア等における核兵器解体や化学兵器の廃棄、原子力発電所の安全確保などの問題に協力
- ・G8グローバル・パートナーシップは、これらの問題全体を包括し、資金調達の規模を示し、事業を実施する際のルールとメカニズムを明らかにして、G8全体としての取組を構築しようとするもの
- ・同時に、G8グローバル・パートナーシップでは、事業を実施していく上での困難を取り除くために、問題解決の方向性を与える指針が作成され、ロシアも合意
- ・G8グローバル・パートナーシップは単なる政治声明ではなく、実体面で成果を上げようとするG8の強い意思の現れと捉えられる
- ・参加国は随時拡大しており、現在もロシアを除くG7諸国を含む28か国及び欧州連合(EU)に加え、世界保健機関(WHO)、国際原子力機関(IAEA)、化学兵器禁止機関(OPCW)等の国際機関が参加^[3]

5.1.2 旧ソ連諸国の解体核支援^[4,5,6]

- ・1992/7、ミュンヘン・サミットにおいて、核兵器の解体・廃棄の結果生じる核物質の平和的利用を確保するためのロシアの努力を支援するとの政治宣言（旧ソ連の核兵器廃棄後に生じるプルトニウムの量は50トンとも100トンとも推定）

⇒ 核兵器の解体・廃棄後に発生する核物質に対する国際的関心の高さ

[1] ロシアの核兵器廃棄への西側支援

- ・1991/7、米露が第一次戦略兵器削減条約調印、核兵器削減・核弾頭解体・解体核処分の動きが開始。両国は、それぞれ大統領声明で核弾頭を解体し、余剰核物質を処分することを国際的に公約
- ・その後、旧ソ連が崩壊し、核保有国がロシア、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに分散
- ・1992/5、旧ソ連 4ヶ国と米国とがリスボン議定書に調印、旧ソ連の核兵器に関してはロシアを唯一の継承国とすることで合意。同時に、ロシア以外の3ヶ国は、7年間をかけて自国内から戦略核を撤去し、非核兵器国としてNPTに加盟することを確約
- ・米国はナン・ルーガー法を成立させ、旧ソ連の大量破壊兵器の解体・廃棄支援のために総額12億ドルを計上し、ロシアに対して防護ブランケット、緊急時対応装置、核分裂性物質コンテナ等の核兵器解体・廃棄用の資機材の供与を行うことを合意し実施
- ・1993/2、米国はロシアの核兵器解体後の高濃縮ウラン500トンに向こう20年間にわたって買い取る「核兵器解体に伴う高濃縮ウランの処分に関する米国およびロシアの政府間合意」（高濃縮ウラン合意）を締結し、購入を決定
- ・イギリス、フランス、ドイツ、イタリア等の西側各国もロシアと二国間の形で、核兵器を運搬するための輸送機材の供与、放射能事故防止協力、核物質の平和利用の共同研究等に関して検討または実施
- ・2000/9、米露協定により、米露双方でそれぞれ、34トンの余剰兵器プルトニウムを並行して処分する旨合意

⇒詳細は12章3節4「ロシア解体プルトニウム処分協力」を参照

[2] ウクライナの核兵器廃棄への西側支援

- ・1994/1、米・露・ウクライナの3ヶ国はモスクワで首脳会談を行い、今後7年以内にウクライナに配備された旧ソ連の核兵器をロシアへ移管し全面廃棄することを盛り込んだ3ヶ国共同コミュニケに調印。ウクライナは、NPTへの早期加入も合わせて約束*

この合意には、核兵器の解体・廃棄の他に、ウクライナに対して米国、ロシア、英国は核攻撃を行わない、核兵器の解体・廃棄に必要な資金を米国が提供し、核兵器の解体に伴う高濃縮ウランをロシアに移管する補償としてロシアから原子力発電用燃料をウクライナに供給する、等も規定

*ウクライナは1994年12月5日にNPTに加入

5.1.3 非核兵器地帯条約等

- ・「非核兵器地帯」とは、一般的には、以下の国際約束によって作り出される「核兵器のない地帯」を意味する^[7]。

- ① 特定の地域における域内国による核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理の禁止
- ② 核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス及び中国）がこれら諸国への核兵器の使用及び威をしなことを誓約（消極的安全保障の供与）する議定書を締結

- ・非核兵器地帯は、当初、世界的な核不拡散体制の設立に向けた国際社会の努力の補完的措置として検討された概念で、冷戦時に、東西両陣営間の対立が核戦争に発展することを恐れた

非核兵器国側の地域的アプローチとして捉えられてきた。

・非核兵器地帯構想が「現実的」なものとなるための条件*は、次のとおり

- ① 核兵器国を含むすべての関係国の同意があること
- ② 当該地域のみならず、世界全体の平和と安全に資すること
- ③ 適切な査察・検証を伴っていること
- ④ 公海における航行の自由を含む国際法の諸原則に合致していること

*国連軍縮委員会(UNDC)が発表した報告書(1999/4/30)で示された原則・ガイドライン

・現在までに、中南米、南太平洋、東南アジア、中央アジア、及びアフリカを対象地域とする以下の非核兵器地帯条約がそれぞれ策定され、発効している(南太平洋諸国が加盟するラロトンガ条約は「非核地帯条約」である)。

[1] ラテンアメリカ及びカリブ地域における核兵器の禁止に関する条約(トラテロルコ条約) Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America and the Caribbean ^[8,9]

1967/2/14署名、1969/4/25発効

- ・世界で最初に策定された非核兵器地帯条約
- ・トラテロルコは調印式が行われたメキシコ外務省の所在地名
- ・条約の実施機関となる中南米カリブ海核兵器禁止機構(OPANAL)を設立(本部:メキシコシティ)

[条約の対象]

域内33ヶ国。最後に加盟した2002年10月のキューバの批准を以って全ての国が批准を完了

[経過]

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1962/10 | キューバ危機を契機に中南米地域の非核化構想が進展 |
| 同年12月 | 第17回国連通常総会でブラジル、ボリビア、チリ、エクアドルの4ヶ国からラテンアメリカ非核化決議案が提出 |
| 1963/4 | メキシコも加わった5ヶ国による共同宣言発表、および国連決議採択
メキシコのイニシアティブにより条約策定作業が開始 |
| 同年11/27 | 国連総会にて、ラテンアメリカの非核化を求める決議採択 |
| 1967/2/14 | 署名開放、ラテンアメリカ14ヶ国が署名 |
| 1968/4/22 | 条約発効。21ヶ国が署名 |
| 1971年までにイギリス、オランダが付属議定書1を批准 | |
| 1979年までに核兵器国全てが付属議定書2を批准 | |
| 1981/11/23 | アメリカが付属議定書1を批准 |
| 1990 | 本条約はカリブ海諸国にも拡大したことを受け、正式名称を「ラテンアメリカ及びカリブ海域核兵器禁止条約」と改正 |
| 1992/8 | フランスが付属議定書1を批准 |
| 1994/1 | アルゼンチンが本条約を批准 |
| 1994/1 | チリ、ブラジルが本条約を批准(アルゼンチン、ブラジル、チリなど主要国の批准が遅れていたが、これを以ってキューバを除く主要国が出揃う) |
| 1995/2 | アルゼンチンが NPT を批准 |
| 1995/4 | キューバが本条約に署名(東西冷戦時代に東側陣営に加わっていたキューバは、長期に渡り条約に不参加) |
| 1998/7 | ブラジルが NPT と CTBT を批准 |
| 2002/10 | キューバが NPT に加盟、本条約を批准・寄託(条約の対象33ヶ国全ての署名・批准が完了) |

[適用範囲]

西半球(米国の大陸半分及びその領海を除く)の境界内

[締約国の義務]

- ・締約国領域内における核兵器の実験・使用・製造・生産・取得・受領・貯蔵・設置・配備・所有の禁止並びに防止

- ・直接/間接的にも核兵器の実験・使用・製造・生産・所有・管理に関与・奨励・許可・参加を慎む
- ・IAEAとの保障措置協定締結、及びIAEAによる特別査察の実施。
- ・なお、平和目的の核爆発は国際的な監視を受けることを条件に容認。この点は、本条約より後に締結される他の地域の非核兵器地帯条約と異なる。

⇒ 当時の時代背景に、大規模な土木事業の関係で平和目的で原爆が使用可能かどうかをまだ探っていたためとされる。NPT締結後は、核爆発を伴う核エネルギーの民間利用を制限する方向へと向かった。この関係で、国連総会は定期的に本条約を強化する動きを歓迎する決議を採択。

[核兵器国、および旧宗主国を対象とする議定書]

付属議定書I

- ・対象は仏・英・米・オランダ → 全て批准済み(イギリスが1969年、オランダが1971年に批准し、ついで1981年にアメリカ、最後に1992年にフランスが批准)
- ・本条約の適用地域に属領を有する全ての諸外国は、当該属領において非核化に関する本条約の規定を適用
- ・IAEAとの保障措置締結義務

付属議定書II

- ・対象は中・仏・露・英・米 → 全て批准済み(1969年にイギリス、1971年にアメリカ、1974年にフランス及び中国が批准し、ソ連も1979年に批准を完了)
- ・本条約によって設定される非核武装化の状態を、その目的及び規定に従い完全に尊重
- ・本条約加盟国地域内において、締約国の義務(核兵器の実験・製造・生産・取得を行わず、自国の領域内での核兵器の実験・製造・生産・管理等を禁止する等)に違反する行動の遂行を助長しない
- ・本条約加盟国に対し、核兵器の使用又は使用の威嚇を行わない
- ・なお、核兵器の通過(艦船の移動や運搬)については規定がない

[加盟国](2018/8/1現在)

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

[2] 南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約) South Pacific Nuclear Free Zone Treaty ^[8,10]

1985/8/6署名、1986/12/11発効

- ・南太平洋の非核化(核兵器の使用、保有、実験の禁止等)を定めた条約
- ・署名地のラロトンガ島はクック諸島の首都
- ・署名日は広島原爆投下から丁度40年後の日

[条約の対象]

太平洋諸島フォーラム(PIF)加盟の16ヶ国と地域(自治領)

[経過]

- 1966 フランスが南太平洋地域で核実験を開始したことや、日本が放射性廃棄物を南太平洋に処分しようとしたことなどを背景に、この地域で核実験反対の気運が高まる
- 1975 国連総会において南太平洋における非核地帯設置を支持する決議が採択
- 1985/8/6 南太平洋フォーラム(SPF)*総会において条約採択、署名開放
*SPFは2000年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称
- 1986/12/11 発効

[適用範囲]

別段の規定がない限り、南太平洋非核地帯内の領域
(内水、領海、群島水域、その海底、及び地下、陸地、並びにその上空)

[締約国の義務]

- ・南太平洋非核地帯内外における核爆発装置の製造・取得・所有・管理の禁止
- ・自国領域内における核爆発装置の配備・実験等を防止
- ・非核地帯内の海洋(公海を含む)への放射性廃棄物及び他の放射性物質の投棄を禁止、領海内での投棄を防止。他の者による域内海洋への投棄を援助・奨励しない
- ・平和的原子力活動へのIAEA保障措置の適用
- ・締約国の代表により構成される協議委員会の決定により特別査察を実施

[核兵器国を対象とした議定書]

第1議定書

- ・対象は仏・英・米 → 仏・英は批准済み、米は署名のみ*
- *2015年5月2日に、オバマ米大統領が上院に第1議定書批准承認の議題を上程(未審議)
- ・本条約の適用地域の属領で、主要事項(核爆発装置の製造、配置、実験の禁止等)を適用

第2議定書

- ・対象は中・仏・露・英・米 → 中・仏・露・英は批准済み、米は署名のみ*
- *2015年5月2日に、オバマ米大統領が上院に第2議定書批准承認の議題を上程(未審議)
- ・本条約及び第1議定書の締約国に対し、核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行わない

第3議定書

- ・対象は中・仏・露・英・米 → 中・仏・露・英は批准済み、米は署名のみ*
- *2015年5月2日に、オバマ米大統領が上院に第3議定書批准承認の議題を上程(未審議)
- ・域内(公海を含む)で核爆発装置の実験を行わない

[加盟国・地域] (2018/8/1現在)

批准国(13ヶ国)

オーストラリア、クック諸島、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、パプアニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、サモア

※未署名国(3ヶ国): ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオ

[3] 東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約) Treaty on the Southeast Asia Nuclear-Weapon-Free Zone ^[8,11]

1995/12/15署名、1997/3/27発効

- ・東南アジアの非核化(核兵器の保有、開発の禁止等)を定めた条約
- ・署名された都市の名からバンコク条約とも称する

[条約の対象]

東南アジア諸国10ヶ国。全ての国が批准を完了

[経過]

1967/8/8	東南アジア諸国連合(ASEAN)発足
1971/11	ASEAN臨時外相会議において「東南アジア中立化宣言(クアラルンプール宣言)」を採択。東南アジアに対する域外国のいかなる干渉からも自由、平和かつ中立的な地帯を設立することを目的とした「東南アジア平和・自由・中立地帯(ZOPFAN)構想」を表明(ベトナム戦争、カンボジア問題、中越戦争など東南アジアにおける軍事衝突の頻発、及び東西冷戦の構図もあり、構想は具体化せず)
1983	インドネシアが非核化の構想を再び提案
1984	ASEAN常任委員会で、本非核兵器地帯構想を検討することを合意
1980年代	合衆国は自国の軍事力展開の妨げになりかねない非核地帯条約に消極的
1990年代	冷戦崩壊後、ソ連崩壊等に伴う核兵器流出がより大きな懸念材料となり、非核地帯条約を核拡散防止の観点から再評価、条約の起草に向けた動きが進展
1995/12/15	ASEAN首脳会議において東南アジア10ヶ国の首脳により署名
1997/3/27	発効
2007	条約発効10周年に際し、条約上の義務の履行の一層の確保などを目的とする2012年までの行動計画を採択
2013/6/30	2013年から2017年までの行動計画を採択
2017/8/4	2018年から2022年までの行動計画を採択

[適用範囲]

締約国の領域、排他的経済水域、大陸棚

[締約国の義務]

- ・適用域内外において、核兵器の開発・製造・取得・所有・管理・配置・運搬・実験・使用、地帯内(公海を含む)における放射性物質及び同廃棄物の海洋投棄及び大気中への排出禁止。自国領域内において他国がこれらの行動(核兵器の運搬を除く)をとることを許してはならない。
- ・IAEAとの包括的保障措置協定締結

[核兵器国を対象とした議定書]

- ・対象は中・仏・露・英・米 → 現時点で、1ヶ国も署名するに至っていない。
- ・核兵器国は条約を尊重し、条約及び議定書の違反行為に寄与しない。
- ・核兵器国が東南アジア非核兵器地帯内(締約国の領域に加えて、大陸棚及び排他的経済水域を含む)において核兵器の使用及び使用の威嚇を行うことを禁止する。

[加盟国](2018/8/1現在)

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、タイ、ベトナム、フィリピン

[4] アフリカ非核兵器地帯条約(ペリンダバ条約) African Nuclear-Weapon-Free Zone Treaty ^[8,12]
1996/4/11署名、2009/7/15発効

- ・アフリカ諸国が参加する条約
 - ・一旦、核兵器を開発、保有した上で、これを放棄した経験を有する国（南アフリカ：1998/3/13批准）を締約対象国として構想された初めての条約
 - ・条約発効以前に保有した核兵器及び核兵器の製造に使用された施設を破壊及び解体するための手順、及びその検証に関する条項を有する
 - 他の非核兵器地帯構想には見られない最大の特徴
 - ・本条約の通称であるペリンダバは、南アフリカ原子力研究所の所在地であるプレトリア近郊の町の名前
 - その地で本条約が実質的に合意されたことに因む
 - 本条約の実施機関となるアフリカ原子力委員会(AFCONE)の本部を南アフリカに設置予定*
- *2016/11/4 アフリカ連合(AU) と南アフリカがAFCONEのホスト国協定に署名

[条約の対象]

アフリカ諸国54ヶ国

[経過]

- 1961 国連でアフリカ非核兵器地帯化宣言を採択
- 1964 アフリカ統一機構(OAU)首脳会合でアフリカを非核兵器地帯とするカイロ宣言を採択
- 1991 南アフリカが核兵器を放棄し非核兵器国としてNPT締結(条約化実現に弾み)
- 1995/6 OAU首脳会議において、アフリカ非核兵器地帯条約の最終案文を採択
- 1996/4/11 アフリカ諸国42ヶ国が署名
- 2009/7/15 ブルンジの批准(7/15)を以って発効要件の批准国数28ヶ国に達し、発効

[適用範囲]

アフリカ大陸、OAU加盟島嶼国、及びOAU決議によりアフリカに属するとみなされる島嶼の領域(領土、内水、領海、群島水域、それらの海底、地下、並びに上空)

[締約国の義務]

- ・域内外において核爆発装置の研究、開発、製造、貯蔵、取得、保有、管理を行わない
- ・自国領域内における核爆発装置の配置を禁止
- ・域内外における核爆発装置の実験、自国領域内での実験を禁止
- ・核爆発装置の製造能力を申告すると共に、本条約発効前に製造された核爆発装置の解体・破壊、核爆発装置製造施設の破壊又は平和利用施設への転換に至る過程においてIAEA及びAFCONEの査察を受入れる
- ・アフリカへの有害廃棄物質の輸入を禁止し、域内における放射性廃棄物・その他の放射性物質の投棄に対する援助・奨励を行わない
- ・IAEAと包括的保障措置協定を締結する。
- ・同協定未締約国に対し、平和的目的であっても特定の核分裂性物質、及びその処理、使用、製造のための原料や処理資機材等を供給しない。
- ・核物質防護条約及びIAEAの勧告・ガイドラインに規定される措置と同等の防護措置を維持する
- ・域内の原子力施設に対する武力攻撃を行わず、この行為を援助・奨励しない

[核兵器国、および属領領有国を対象とする議定書]

第1議定書

・対象は中・仏・露・英・米 → 仏・中・英は批准済み、露・米*は署名のみ

*2015年5月2日に、オバマ米大統領が上院に第1議定書批准承認の議題を上程(未審議)

・核兵器国は、本条約締約国及びアフリカ非核地帯に対し核爆発装置の使用、及び使用の威嚇を行わない

第2議定書

・対象は中・仏・露・英・米 → 仏・中・英は批准済み、露・米*は署名のみ

*2015年5月2日に、オバマ米大統領が上院に第2議定書批准承認の議題を上程(未審議)

・本条約及び議定書の違反となるような行為に貢献しない。アフリカ非核兵器地帯において核爆発装置の実験を行わず、援助・奨励しない。

第3議定書

・対象は仏・スペイン → 仏は批准済み、スペインは未署名

・域内に属領を有する締約国は、本条約の主要な事項(核爆発装置の製造、配置、実験の禁止等)及びIAEA保障措置の適用を確保する。

[加盟国](2018/8/1現在)

批准国(40ヶ国)

アルジェリア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、セイシェル、南アフリカ、スワジランド、トーゴ、チュニジア、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ

署名国(13ヶ国)

カーボベルデ、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エジプト、エリトリア、リベリア、モロッコ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、ウガンダ

未署名国(1ヶ国)

サハラ・アラブ民主共和国

[5] 中央アジア非核兵器地帯条約(セミパラチンスク条約) Treaty on a Nuclear-Weapon-Free Zone in Central Asia ^[8,13]

2006/9/8署名、2009/3/21発効

- ・中央アジア諸国は、核兵器保有国の中国、ロシア、インド、パキスタン、核兵器を保有しているとされているイスラエル、核開発疑惑が取りざたされるイランなどの国々と地理的に近いことから、核軍拡の犠牲となることを回避するため域内の真の安全保障を求めて国際的地位を向上させ独立当初より努力を重ね、本条約の締結に至った
- ・本条約は、北半球の国のみを加盟国とする初の非核兵器地帯条約で、かつての核保有地帯(旧ソ連は中央アジアに大量の戦略核兵器を配備、条約の調印地であるカザフスタン東部のセミパラチンスクはソ連最大の核実験拠点)に非核地帯を設けることは、非核・軍縮の観点から象徴的

[条約の対象]

中央アジア 5ヶ国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン)

[経過]

- | | |
|-----------|-------------------------------------------------------------|
| 1992 | モンゴルが一国非核地位を宣言、地域的な非核兵器地帯創設を呼掛け |
| 同年 | カザフスタンが核兵器の完全廃棄に向けた段階的削減を宣言(ソ連解体時、世界で4番目に多くの核弾頭が残存) |
| 1993/9 | ウズベキスタン首脳が中央アジア非核地帯の構築を初めて提唱 |
| 1995/5 | カザフスタンで最後の核装置を除去(中央アジアは事実上の非核地帯となる) |
| 1997/2 | 中央アジア5ヶ国首脳会談において、非核兵器地帯条約創設を支持する「アルマティ宣言」採択(非核兵器地帯条約の創設が加速) |
| 1998 | 当時の国連軍縮局(アジア太平洋平和軍縮センター)が設置した専門家グループが、本格的な条約案の起草を開始 |
| 2002/9 | サマルカンド専門家会合で5ヶ国間の条約案文の交渉が終了 |
| 2005/2 | タシケントで開催された域内会議において条約及び議定書案について合意 |
| 2006/9/8 | カザフスタンのセミパラチンスクで条約署名式が開催され、5ヶ国の外相レベルの代表者が条約に署名 |
| 2009/3/21 | 発効 |

[適用範囲]

カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンに属する領土、全ての水域(港、湖、河川)及び領空

[締約国の義務]

- ・核兵器又は核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理を行わない
- ・自国領域内で核兵器または他の核爆発装置の製造・取得・配置・貯蔵または使用を許可しない
- ・自国領域内で他国の放射性廃棄物の処分を許可しない
- ・包括的核実験禁止条約(CTBT)を遵守し、域内の核実験または他の核爆発を禁止(締約国は全てCTBTを批准済み)
- ・核兵器等の開発等に関連する過去の活動の結果として汚染した領域の環境回復のためのいかなる努力についても支援
- ・自国の領域内及び管轄または管理下にあるいかなる場所においても、核物質及び核施設を専ら平和目的のために使用

- ・条約発効後18ヶ月以内に包括的保障措置協定及び追加議定書を発効させる(全加盟国で発効)
- ・包括的保障措置協定及び追加議定書を発効していない国に対して特殊核分裂性物質、原料物質、特殊核分裂性物質の処理等のために特に設計された資機材を供与しない。
- ・核物質防護条約や、IAEAが策定する核物質防護の勧告やガイドラインで要求される防護措置をとる(ペリンダバ条約以外の非核兵器地帯条約には同様の規定なし)

[核兵器国を対象とする議定書]

- ・対象は中・仏・露・英・米 → 2014年に仏が、2015年に中・英・露が批准。米国は2014年に署名*。
*2015年4月27日に、オバマ米大統領が上院に議定書批准承認の議題を上程(未審議)
- ・締約国に対して核兵器または他の核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行うことを禁止するとともに、条約又は議定書の違反行為に寄与しない
 - 「一方の締約国が他国に侵略された場合、その他の締約国は軍事援助を含むすべての必要な支援を提供する」との条項に基づき、ロシアが中央アジア諸国に核兵器を配備することができるのではないかと米英仏は懸念し、本条約の趣旨に反するとしてこの条項の削除を要求
 - こうした懸念を緩和するため、「締約国は含まれる主要原則に従い、条約の目的の実効的な履行に必要な全ての手段をとる」ことを規定しているが、将来の核兵器の配備の可能性については曖昧になっており、完全には否定されていない可能性がある

[加盟国](2018/8/1現在)

カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン

上述の5つの非核兵器地帯条約・議定書が定める内容等を次頁の比較表にまとめた。

表 5-1 非核兵器地帯条約の比較^[14]

	トラテロルコ条約	ラロトンガ条約	バンコク条約	ペリンダバ条約	セミパラチンスク条約
署名	1967/2/14	1985/8/6	1995/12/15	1996/4/11	2006/9/8
発効	1969/4/25	1986/12/11	1997/3/27	2009/7/15	2009/3/21
締約国	全てのラテンアメリカ諸国	南太平洋フォーラムのあらゆる加盟国	東南アジア10ヶ国	アフリカ非核兵器地帯内の全ての国家54ヶ国	中央アジア5ヶ国
適用範囲	西半球(米国の大陸半分及びその領海を除く)の境界内	南太平洋非核地帯内の領域(内水、領海、群島水域、その海底、及び地下、陸地、並びにその上空)	締約国の領域、大陸棚、及び排他的経済水域	アフリカ大陸、及びアフリカに属するとみなされる島嶼の領域(領土、内水、領海、群島水域、それらの海底、地下、並びに上空)	締約国に属する領土、全ての水域(港、湖、河川)及び領空
締約国の義務 核兵器 (核爆発装置)	<ul style="list-style-type: none"> 締約国領域内における核兵器の実験・使用・製造・生産・取得・受領・貯蔵・設置・配備・所有の禁止並びに防止 直接的にも間接的にも核兵器の実験・使用・製造・生産・所有・管理に関与・奨励・許可・参加することを慎む 国際的な監視を受けることを前提に、平和目的の核爆発を容認 	<ul style="list-style-type: none"> 域内外における核爆発装置の製造・取得・所有・管理の禁止 自国領域内における核爆発装置の配備・実験等を防止 	<ul style="list-style-type: none"> 域内外における核兵器の開発・製造・取得・所有・管理・配置・運搬・実験・使用の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 域内外において核爆発装置の研究、開発、製造、貯蔵、取得、保有、管理の禁止 自国領域内における核爆発装置の配置を禁止 域内外における核爆発装置の実験、自国領域内での実験を禁止 核爆発装置の製造能力の申告、本条約発効前に製造された核爆発装置を解体・破壊、核爆発装置製造施設の破壊又は平和利用に転用 	<ul style="list-style-type: none"> 核兵器又は核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理を禁止 自国領域内で核兵器・他の核爆発装置の製造・取得・配置・貯蔵・使用を許可しない CTBTの遵守、域内の核実験または他の核爆発の禁止 核兵器等の開発等に関連する過去の活動の結果として汚染した領域の環境回復を支援 自国の領域内等において核物質及び核施設を平和目的のために使用 核物質防護条約・核物質防護の勧告・ガイドラインで要求される防護措置

	トラテロルコ条約	ラロトンガ条約	バンコク条約	ペリンダバ条約	セミパラチンスク条約
投棄	—	域内海洋・領海内での放射性廃棄物の投棄並びにその援助・奨励を禁止	域内における大気中・海洋・領土への放射性物質・放射性廃棄物の投棄・排出を禁止	アフリカへの有害廃棄物の輸入、域内の放射性廃棄物・その他の放射性物質の投棄の援助・奨励の禁止	自国領域内で他国の放射性廃棄物の処分を許可しない
IAEA 保障措置協定	協定締結義務、および特別査察の実施		包括的保障措置協定の締結義務	包括的保障措置協定の締結義務	包括的保障措置協定・追加議定書の締結義務
通過通航権	—	外国の船舶・航空機による寄港・上空通過、及び無害通航、外国の船舶による領海・群島水域の航行を許可するか否かを決定する自由を有する	外国の船舶・航空機による寄港・上空通過、及び無害通航、外国の船舶による領海・群島水域の航行を許可するか否かを決定する自由を有する	外国の船舶・航空機による寄港・上空通過、及び無害通航、外国の船舶による領海・群島水域の航行を許可するか否かを決定する自由を有する	—
議定書内容	<ul style="list-style-type: none"> ・条約の適用地域に属領を有するすべての域外国は、当該属領において非核化に関する本条約の規定を適用 ・消極的安全保障の供与 	<ul style="list-style-type: none"> ・条約の適用地域に属領を有するすべての域外国は、当該属領において本条約の主要な事項を適用 ・核兵器国は、域内（公海を含む）で核爆発装置の実験を行わない ・消極的安全保障の供与 	<ul style="list-style-type: none"> ・核兵器国は、条約を尊重し、条約および議定書の違反行為に寄与しない ・消極的安全保障の供与 	<ul style="list-style-type: none"> ・核兵器国は、域内で核爆発装置の実験を行わず、その行為を援助又は支援しない ・域内に属領を有する締約国は、本条約の主要な事項およびIAEA保障措置の適用を確保 ・消極的安全保障の供与 	<ul style="list-style-type: none"> ・締約国に対して核兵器または他の核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行うことを禁止するとともに、条約又は議定書の違反行為に寄与しない ・消極的安全保障の供与
議定書批准状況	全ての核兵器国批准済み	米のみ未批准	全ての核兵器国が未署名	露・米のみ未批准	米のみ未批准

[6] 非核化宣言

当事国による非核化の意思が宣言されたもの

(1) モンゴルの一国非核の地位宣言^{〔15〕}

- ・1992年、国連総会において、モンゴルのオチルバト大統領が一国非核の地位を宣言、核兵器国に対して、非核の地位を尊重し安全保障を供与するよう求める
- ・1998年、国連総会において、この宣言を内容とする決議(53/77D)を採択
- ・以降、隔年でモンゴルの一国非核の地位を歓迎する内容の決議が採択
- ・2000/2/3、国内法「モンゴル国の非核兵器地位に関する法律」を制定
- ・2000/10、5核兵器国は、国連総会決議の実施のために協力すること、また、1995年に表明した「NPTを締結している非核兵器国に対する消極的安全保障の供与をモンゴルについて再確認する」との共同声明を発表
- ・2001/9、札幌において、モンゴルの一国非核の地位を国際法的観点から考察することを目的とした専門家会合が開催
- ・国連総会決議及び5核兵器国の共同声明は政治文書であって、モンゴルの非核地位が法的に認められたわけではない点が条約と異なっており、いまだ法的拘束力のある国際取り決めの実現には至らず

(2) 朝鮮半島非核化共同宣言(1992/1/20署名、1992/2/19発効)^{〔16〕}

- ・南北朝鮮は、冷戦の終結を反映して、以下の内容の宣言に署名
 - 原子力を平和目的に限定して利用することとし、核兵器の実験、製造、受領、所有、貯蔵、配備、使用を禁止
 - 再処理施設、濃縮施設の保有を禁止
 - 本宣言を履行する目的で、南北共同核管理委員会を設立し、両者により選定、合意された対象に対する査察を実施
- ・再処理施設、濃縮施設の保有まで禁じたところに特徴
- ・しかしながら、その後に北朝鮮による核開発疑惑が発覚し、非核化に向けた動きは停滞
⇒最近の動向については10章4節「北朝鮮の核開発問題」を参照

[7] 構想段階にある非核兵器地帯

現在、様々な非核兵器地帯が提案あるいは構想されているが、主なものは以下のとおり

(1) 中東非核兵器地帯・中東非大量破壊兵器地帯^[17]

- ・1974年の国連総会において、エジプトが提案した中東非核兵器地帯構想を歓迎する決議が採択されて以来、毎年、この構想を実施するために必要な措置をとるよう求める決議を採択
- ・毎年、国連総会で、中東非核兵器地帯設置についての決議をコンセンサスで採択
- ・第62回国連総会(2007)では、イスラエルから中東非核兵器地帯は地域内の直接対話によってのみ実現するなどの意見
- ・2010年NPT運用検討会議の最終文書で2012年に開催が予定されていた「中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の設置に関する会議」が開催されず
- ・2015年NPT運用検討会議の最終文書はこの問題に係る加盟国の意見の不一致で採択されず
- ・核兵器を保有しているとされるイスラエルのNPT未締結など問題があり、今のところ本構想が実現される見通しは立たず

(2) 北東アジア非核化地帯^[18]

- ・日本、韓国、北朝鮮の3ヶ国、もしくはモンゴルを加えた4ヶ国、ないしは台湾を加えた5ヶ国による非核地帯構想で、議定書の対象は米中露の3ヶ国を想定
- ・非核三原則を国是とし核廃絶に強い意欲を有する日本、朝鮮半島の非核化に関する共同宣言を行った韓国・北朝鮮、一国非核の地位を宣言し国連において歓迎されているモンゴル、そして中国からの核の脅威を間近に感じている台湾と、いずれも非核地帯構想には縁の深い国々
- ・実現すれば、長期に渡り冷戦期からの歪み・痼りの蓄積地域だけに意義深い
- ・一方、北朝鮮については核施設の無能力化と解体の完全履行、日本・韓国については米国の核抑止力を前提にした日米・韓米同盟の取扱い等、非核地帯構想の実現に当たって解決して行くべき課題が多い
- ・北東アジア地域においては、①依然として安全保障上の不安定要因や緊張関係が存在していること、②現実に核戦力を含む大規模な軍事力が存在すること等により、非核兵器地帯構想の実現のための現実的な環境は未だ整っているとは言えない。北朝鮮による核開発は、核軍縮の機運に逆行するとともに、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、まずは北朝鮮の核放棄の実現に向け、努力する必要がある。また、まさに域内に核兵器国が存在していることが、これまで実現してきた非核兵器地帯と根本的に異なる点であると同時に、難しい問題として立ちはだかっている。^[19]

[8] 南極、海底、宇宙・月の非軍事化

上述した非核兵器地帯のほか、特定の場所・空間において核兵器を始めとする大量破壊兵器等の配備を行うことを禁止する、以下の条約・協定が発効

(1) 南極条約 The Antarctic Treaty ^[20,21]

1959/12/1署名、1961/6/23発効、日本は1960/8/4批准書寄託、条約第5号

南極地域は平和目的のみに利用され、軍事基地の設置、あらゆる型の兵器の実験等軍事的性質の措置を特に禁止することを規定

[核不拡散に関連する記述]

第1条 平和的利用

1 南極地域は、平和的目的のみに利用する。軍事基地及び防備施設の設置、軍事演習の実施並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置は、特に、禁止する。

第5条 核爆発・放射性物質処分の禁止

- 1 南極地域におけるすべての核の爆発及び放射性廃棄物の同地域における処分は禁止する。
- 2 核の爆発及び放射性廃棄物の処分を含む核エネルギーの利用に関する国際協定が、第9条に定める会合(編者注:締約国の会合)に代表者を参加させる権利を有するすべての締約国を当事国として締結される場合には、その協定に基づいて定められる規則は、南極地域に適用する。

[締約国] 2018/8/1現在

批准(53ヶ国)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、キューバ、チェコ、北朝鮮、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハンガリー、インド、イタリア、日本、カザフスタン、マレーシア、モナコ、モンゴル、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、パプアニューギニア、ペルー、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、ロシア、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、イギリス、アメリカ、ウルグアイ、ベネズエラ

(2)月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(宇宙条約) Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies ^[20,22]

1966/12/19採択、1967/10/10発効、日本は1967/10/10批准書寄託、条約第19号

核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないこと等を約束することを規定

[核不拡散に関連する記述]

第4条

条約の当事国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないことを約束する。

月その他の天体は、もっぱら平和的目的のために、条約のすべての当事国によって利用されるものとする。天体上においては、軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施は、禁止する。科学的研究その他の平和的目的のために軍の要員を使用することは、禁止しない。月その他の天体の平和的探査のために必要なすべての装備又は施設を使用することも、また、禁止しない。

[参加国] 2018/4/9現在

批准国(107ヶ国)

アフガニスタン、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チリ、中華人民共和国、キューバ、キプロス、チェコ、朝鮮民主主義人民共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ギニアビサウ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、カザフスタン、ケニア、クウェート、ラオス、レバノン、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モンゴル、モロッコ、ミャンマー、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、ルーマニア、ロシア、セントビンセント・グレナディーン、サンマリノ、サウジアラビア、セイシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、イギリス、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア

署名国(24ヶ国)

ボリビア、ボツワナ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、コロンビア、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、イラン、ヨルダン、レソト、マレーシア、パナマ、フィリピン、ルワンダ、セルビア、ソマリア、トリニダード・トバゴ

- (3)核兵器及び他の大量破壊兵器の海底における設置の禁止に関する条約（海底非核化条約、または海底核兵器禁止条約、海底核禁条約）Treaty on the Prohibition of the Emplacement of Nuclear Weapons and other Weapons of Mass Destruction on the Seabed and the Ocean Floor and in the Subsoil thereof ^[20,23]

1971/2/11署名、1972/5/18発効、日本は1972/6/21批准書寄託、条約第4号

領海の外側(12海里以遠)に核兵器及び他の種類の大量破壊兵器並びにこれらの兵器を貯蔵し、実験し又は使用することを特に目的とした構築物、発射設備その他の施設を置かないことを規定

[核不拡散に関連する記述]

第1条 核兵器等の設置の禁止

- 1 締約国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器並びにこれらの兵器を貯蔵し、実験し又は使用することを特に目的とした構築物、発射設備その他の施設を次条に定める海底区域の限界の外側の海底に据え付けず又は置かないことを約束する。
- 2 1の約束は、1の海底区域についても適用する。ただし、1の海底区域内では、当該沿岸国には適用がなく、また、当該沿岸国の領海の海底については適用しない。
- 3 締約国は、いかなる国に対しても1の設置を援助せず、奨励せず及び勧誘しないこと並びにその他のいかなる態様によつてもその設置に参加しないことを約束する。

第9条 非核地域との関係

この条約の規定は、核兵器のない地域を設定する国際文書に基づく締約国の義務にいかなる影響をも及ぼすものではない。

[参加国] 2018/8/1現在

批准国(94ヶ国)

アフガニスタン、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ベラルーシ、ベルギー、ベニン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、ケープ・ベルデ、中央アフリカ、中国、コンゴ、コート・ジボアール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ、赤道ギニア、エチオピア、フィンランド、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニアビサウ、ハンガリー、アイスランド、インド、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、ラオス、ラトビア、レソト、リビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セルビア、セイシェル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン諸島、南アフリカ、スペイン、スワジランド、スウェーデン、スイス、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ベトナム、イエメン、ザンビア

署名国(21ヶ国)

ボリビア、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、コロンビア、コスタリカ、赤道ギニア、ガンビア、ギニア、ホンジュラス、レバノン、リベリア、マダガスカル、マリ、ミャンマー、パラグアイ、セネガル、シエラレオネ、スーダン、タンザニア、ウルグアイ

(4)月その他の天体における国家活動を律する協定(月協定) Agreement Governing the Activities of States on the Moon and Other Celestial Bodies ^[20,24]

1979/12/5採択、1984/7/11発効、日本は未締結

核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を月を回る軌道又は月に到達し若しくは月を回るその他の飛行経路に乗せないこと、並びにこれらの兵器を月面上若しくは月内部において配置し又は使用してはならないことを規定

[核不拡散に関連する記述]

第3条 平和目的のための利用

- 1 月は、もっぱら平和的目的のために、全ての締約国によって利用されるものとする。
- 2 月における脅迫、武力行使その他の敵対活動又は敵対活動の脅迫は、禁止される。そのような活動を行なうために月を利用すること、又は、地球、月、宇宙船、宇宙船の要員若しくは人工宇宙物体に関するそのような脅迫に従事するために月を利用することもまた禁止される。
- 3 締約国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を月を周回する軌道、月又は月の周回軌道に到達する飛行経路に乗せないものとし、これらの兵器を月面上又は月内部に配置しないものとする。
- 4 月面上における軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施は禁止する。科学的研究又はその他の平和的目的のために軍の要員を使用することは禁止しない。月の平和的探査及び利用のために必要なすべての装備又は施設を使用することも、また禁止しない。

[参加国] 2018/4/9現在

批准国(18カ国)

アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、チリ、カザフスタン、クウェート、レバノン、メキシコ、モロッコ、オランダ、パキスタン、ペルー、フィリピン、サウジアラビア、トルコ、ウルグアイ、ベネズエラ

署名国(4カ国)

フランス、グアテマラ、インド、ルーマニア

5.1.4 我が国の取組み

我が国は唯一の被爆国として究極的な核兵器廃絶を目指し、核軍縮のための個別の国際的努力に積極的に貢献している。この観点から、資金援助や事業参加に取り組んでいる。

[1] 大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ^[1]

・我が国の主張が十分反映され、事業の実施に関する「指針」として、ロシアがプロジェクトの実施に第一義的責任を有することが確認されるとともに、ロシアが他国とのプロジェクトの実施に全面的に協力すべきことが明確にされた

責任の所在、十分な協力の必要性、及び評価のためのG8調整メカニズムの設置を定め、プロジェクト実施現場へのアクセス確保、免税、免責の保証等の点に必要な措置を明記

⇒ G8が共同してロシアと調整する枠組みができ、プロジェクト実施に共通の困難を抱える各国と共同して問題解決に取り組む、また、ロシアと調整することが容易に

・カナナスキス・サミットにおいて、協力事業の実施上の困難の解決が協力の前提である旨述べ、G8グローバル・パートナーシップに当面2億ドル余りの貢献を行うこととした

1億ドル余りを退役原子力潜水艦の解体に当て、残りの1億ドルを余剰兵器プルトニウムの国際的な処分計画のために拠出することとした

・我が国は本枠組みにおいて、ロシアの退役原潜6隻の解体事業への貢献に加え、旧ソ連諸国（ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ）における核セキュリティ関連事業に貢献^[3]

[2] ロシアの解体核に関する我が国の支援^[1]

・米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア等の諸国と共に、旧ソ連諸国の核兵器の安全な廃棄や関係する環境問題の解決等の協力を行うこととした。具体的な協力は以下のとおり

- 旧ソ連下で核兵器が配備されていたロシア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシとの間で非核化協力のための協定締結、総額1億ドルの協力実施を決定(1993/4)
- 同協定に基づき、1993/10から1994/3にかけて、日露、日ベラルーシ、日ウクライナ、日カザフスタン各非核化協力委員会を設置し、各国に対し支援を開始
- ケルン・サミット(1999)にて、旧ソ連4ヶ国への更なる協力促進のため、総額約2億ドル相当（一部は既に拠出済みの資金から手当）のプロジェクトに対する協力を表明。資金援助とともに、関連事業に対する協力を実施

(1) 低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設^[25]

・1993年、ロシアによる日本海での放射性廃棄物の海洋投棄が大きな問題に

・日本はロシアに対し海洋投棄の中止を要求、具体的な防止措置として、日露非核化協力委員会を通じ、低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設協力を決定

・1996/1 「すずらん」建設開始

・1998/4 完成。施設の稼働に必要な試運転、ロシア国内の調整を実施

・2001/11 ロシア政府へ引渡し

・現在、ウラジオストク近郊のズヴェズダ造船所内（ポリシヨイ・カーメニ市）に係留され、原潜の解体で生じる低レベル液体放射性廃棄物の処理を実施



図 5-2 「すずらん」の全景

出典：外務省 HP^[26]

発生した液体放射性廃棄物は「すずらん」で処理され、浄

化した水を海に放出^{【26】}

「すずらん」の特徴

- ・浮体構造型の洋上処理施設
- ・低レベル液体放射性廃棄物の処理能力：年間約7,000m³
- ・現在極東に貯蔵されている液体放射性廃棄物(約5,000m³)に加え、今後極東で実施される原子力潜水艦の解体で生ずる液体放射性廃棄物(原潜1隻当たり約300m³)を処理するために十分な能力

(2) ロシア極東地域における退役原子力潜水艦解体プロジェクト「希望の星」^{【27】}

日本海を挟んで隣接するロシア極東地域には、ロシア太平洋艦隊から退役した原子力潜水艦が係留され、核軍縮、核不拡散、及び日本海の環境保護の観点から問題

- 多くは核燃料を搭載したままで、長期間の係留により船体の腐食が進み、放置すれば深刻な放射能汚染を引き起こす危険性があり、日本海の環境や漁業の安全にとっての潜在的な脅威(同地域では、1980年代に発生した原子力潜水艦の臨界事故により周辺地域で放射能汚染が生じ、この事故原潜も未処理のまま係留)
- 艦内に残された核物質が不法に持ち出され、テロリストなどの手に渡る危険性も

1999/5 米国と調整しつつ、ロシア政府との間で「軍縮と環境保護のための日露共同作業」を策定

2000/9 「軍縮・不拡散・核兵器廃棄支援分野における日本国政府とロシア連邦政府との間の協力に関する覚書」を策定、日露非核化協力委員会を通じ、極東における退役原子力潜水艦解体関連プロジェクトの実施に向けた調査を実施

2002/11 ロシアと直接協議

2003/1 日露首脳により採択された「日露行動計画」において、非核化協力プロジェクトの実現を加速化するための活動調整メカニズムの強化と、極東における退役原子力潜水艦解体事業の着実な実施を明記

本事業は、原潜解体の現場となる造船所の名称「ズヴェズダ」(ロシア語で「星」)に因んで「希望の星」と命名

2003/2 日露非核化協力委員会は、「希望の星」の最初の事業として、ヴィクターⅢ級退役原子力潜水艦1隻の解体に協力を決定

同事業に関する基本文書に署名(6月)、解体を行うための契約署名とともに解体事業に対する協力を開始(12月)

2004/12 同事業の完了



図 5-3 「希望の星」の状況

出典：外務省 HP^{【27】}

(3) ロシアの余剰兵器プルトニウムの管理・処分

- ・米露間で核軍縮が進展し、解体された核兵器から大量に発生した余剰兵器プルトニウムについて、特に国内管理体制が弱いロシアにおいてその核兵器への再転用と流出の防止が、核軍縮の一層の促進と核テロ対策及び核の不拡散を強化する観点から重大な課題
- ・1999年から2004年までに、日本の核燃料サイクル開発機構(当時)とロシアの研究機関との間の研究協力により、原子爆弾2~3個に相当する量の約20kgの兵器級プルトニウムをバイパック(振動充填)燃料に加工、高速炉を用いた処分に成功
- ・2004年以降も、日本原子力研究開発機構とロシアの研究機関との間で、余剰兵器プルトニウムを用いたバイパック燃料の技術開発に関する研究協力を進めており、ロシアの余剰兵器プルトニウムの管理・処分に貢献

⇒詳細は12章3節4「ロシア解体プルトニウム処分協力」に記載

[3] 非核兵器地帯条約^[28]

- ・一般的に適切な条件が揃っている地域において、その地域の国々の提唱により非核兵器地帯が設置されることは、核拡散防止等の目的に資する、というのが非核兵器地帯に関する我が国の基本的な立場
- ・国連総会において、定期的にトラテロルコ条約を強化する動きを歓迎する決議が採択されており、我が国もコンセンサスに参加
- ・国連軍縮局(当時)に対して、中央アジア非核兵器地帯条約起草支援のための資金を拠出するなど、条約の成立に貢献
- ・2005年NPT運用検討会議において、中東非大量破壊兵器地帯の設置を求める1995年NPT運用検討会議の「中東に関する決議」に関して報告書を提出
- ・日本提出の核兵器廃絶決議で、国連軍縮委員会(UNDC)が採択した原則・ガイドラインに基づく更なる非核兵器地帯の創設を奨励する旨を盛り込む

5.2 核軍縮状況

第2次世界大戦後から冷戦期を通じて現在に至るまで、核兵器の制限及び削減のための国際的な取り組み、及び米露(ソ)間で様々な軍縮交渉が行われてきた。ここでは、国際的な核軍縮に係る交渉を行っているジュネーブ軍縮会議、米露(ソ)間の二国間で交渉及び締結されてきた核軍縮条約、その他の核軍縮の取り組みを取り上げ、最後に我が国の取組みをまとめる。

5.2.1 ジュネーブ軍縮会議 (Conference on Disarmament: CD) ^[29]

[1] 経緯

- 1959/9 東西両陣営から5ヶ国ずつ参加した「10ヶ国軍縮委員会」をジュネーブに設置
冷戦下、国連を中心とする軍縮努力が実を結ばないため、国連の枠外における軍縮交渉の場として国連本部のあるニューヨークから離れて設置
- 1962~1969 非同盟諸国8ヶ国を加えた「18ヶ国軍縮委員会(ENCD)」
- 1969~1978 「軍縮委員会会議(CCD)」(最多時は31ヶ国が加盟)
- 1979~1984 「軍縮委員会(Committee on Disarmament: CD)」に改組
加盟国が拡大されて国連との関係が再度強化された交渉機関
- 1984 名称のみを「軍縮会議」に変更、現在に至る

[2] 活動

- ・唯一の多数国間軍縮交渉機関
国連軍縮委員会等は軍縮審議機関
- ・活動及び決定はすべてコンセンサス方式
- ・国連等ほかの国際機関からは独立
予算及び事務局長等の人員面、報告書の提出等の面で国連と密接な関係
- ・加盟国は65ヶ国(2018/8現在、以下の通り)。日本は1969加盟
アルゼンチン、アルジェリア、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カメルーン、カナダ、中国、チリ、コロンビア、コンゴ民主共和国、キューバ、北朝鮮、エクアドル、エジプト、エチオピア、フィンランド、仏、独、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、伊、日本、カザフスタン、ケニア、マレーシア、メキシコ、モンゴル、モロッコ、ミャンマー、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ペルー、ポーランド、韓国、ルーマニア、露、セネガル、シリア、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、トルコ、チュニジア、ウクライナ、英、米、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ
- ・活動
 - 本会議によって実施
 - 議題及び活動計画を審議・採択
 - 最低毎年一回国連総会に対して報告書を提出
- ・議長
 - 全加盟国がアルファベット順に4週間交代で担当
 - 対外関係についてCDを代表し、仮議題、活動計画及び国連総会への報告案を起草
- ・事務局長
 - 国連事務総長がCDと協議して任命
 - 国連事務総長の個人代理としてCD及び議長の事務を補佐
- ・事務局は、CD及び補助機関を事務的な側面で支援
- ・使命に応じて補助機関を設置
アドホック委員会、ワーキング・グループ、テクニカル・グループ、政府専門家グループ等

- ・会期は年3会期制で、年会期の冒頭に本会議の通年議題を採択

2018年会期の議題は次の通り

- 議題1 「核軍備競争停止及び核軍縮」
- 議題2 「核戦争防止」(兵器用核分裂性生産禁止条約(FMCT)を想定)
- 議題3 「宇宙における軍備競争の防止(PAROS)」
- 議題4 「非核兵器国に対する安全保障*の供与に向けた効果的な国際的合意」
*核兵器の使用及び威嚇をしないという消極的安全保障(NSA)が対象
- 議題5 「放射性兵器等新型大量破壊兵器」
- 議題6 「包括的軍縮計画」
- 議題7 「軍備の透明性(TIA)」
- 議題8 「国連総会への報告書」

[3] 成果

唯一の多数国間軍縮交渉機関として、以下の重要な軍縮条約を作成

- ・1963 部分的核実験禁止条約(PTBT): 最終的には米英ソ3国間交渉で成立
 - ・1968 核兵器不拡散条約(NPT)
 - ・1971 海底における核兵器等設置禁止条約
 - ・1996 包括的核実験禁止条約(CTBT): 最終的には国連総会で採択
- ※核兵器以外にも生物兵器禁止条約(BWC、1972)、化学兵器禁止条約(CWC、1993)を作成

[4] 課題

- ・唯一の多数国間軍縮交渉機関であるが、1996年にCTBTを交渉して以来、実質的交渉や議論が殆ど行われず
- ・毎年採択されるべき年間の作業計画は1998年に合意されて以降、合意及び実施ができない状態が続いている。
 - 「兵器用核分裂性物質生産禁止条約」、「宇宙における軍備競争の防止」、「核軍縮」、「消極的安全保障等」等扱うべき事項について加盟国間で重点が異なり、これらの事項の扱いを定めた作業計画にコンセンサス合意ができなかったため
 - ⇒ 2009年の作業計画案(FMCTは交渉、PAROS及びNSAは実質的な議論、核軍縮は意見及び情報交換とする案)はコンセンサスで採択(CD/1864、2009/5/29)されるも、実施に必要な決定案(作業日程、作業部会議長等)がパキスタンの修正要求により合意に至らず、実施は見送られることとなった。
- ・停滞状況の打開のため加盟国の中で様々な提案がなされるも、合意に至らず
 - 2017年、作業計画作成に向けた作業部会が設立されたが、勧告の合意には至らず
- ・現在、議題毎に調整役を設けて協議を実施、各議題に関し議論の進展が期待される

5.2.2 米露（ソ）の核軍縮交渉

- ・東西冷戦を通じ、米ソ両国を中心とする核兵器国は約7万発の核弾頭保有に至る
- ・1963年のキューバ危機では米ソが核ミサイル発射ボタンに指をかける寸前まで進んだとされるなど、冷戦期間中、常に核戦争の勃発が危ぶまれていた。

冷戦時代に創設された西側の軍事同盟である北大西洋条約機構(NATO)では、加盟国である非核兵器国5ヶ国(ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ)に対し、米国の核兵器(垂直落下型核爆弾B-61)を配備して共同運用する核シェアリング(Nuclear Sharing)と呼ばれる制度が導入されている。平時は米国が配備した核兵器を管理する一方で、加盟国が核の脅威にさらされた場合(戦時)は、米国の核兵器を配備している国の核・通常両用戦闘機に搭載されて使用されるという取り決めがなされている。

- ・冷戦期は、核弾頭数の均衡とともに、相互確証破壊(Mutual Assured Destruction: MAD)によって、辛うじて核の使用を抑止している状態

核の先制攻撃に対し、相手の枢要部を核によって報復攻撃し確実に破壊するという構想

- ・1960年代後半より米ソは数次に渡る核兵器の制限あるいは削減交渉を行い条約を締結、実際に核兵器を削減するも、現在も2万発を超える核弾頭が残存すると推定
- ・米露(ソ)の核軍縮条約の経緯は次のとおり

1972~1977	第一次戦略兵器制限条約 (SALT-I)
1972~2002	弾道弾迎撃ミサイル制限条約 (ABM条約)
1979	第二次戦略兵器制限条約 (SALT-II, 未発効)
1987~無期限*	中距離核戦力全廃条約 (INF条約) *ミサイル廃棄完了:1991/6/1
1991~2009	第一次戦略兵器削減条約 (START-I)
1993	第二次戦略兵器削減条約 (START-II, 未発効)
1997	第三次戦略兵器削減条約 (START-III, 条約化されず)
2002~2011	モスクワ条約 (SORT条約)
2011~2021	新戦略兵器削減条約 (新START条約)

[1] 戦略兵器制限条約(Strategic Arms Limitation Treaty: SALT)

戦略ミサイルである弾道弾迎撃ミサイル(ABM)、大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射ミサイル(SLBM)、および多目的弾頭(MIRV)の数量に上限を定める条約で、第一次と第二次の2つの条約がある。

(1) 第一次戦略兵器制限条約(SALT-I条約) Treaty on the Limitation of Anti-Ballistic Missile Systems and the Interim Agreement on Certain Measures with respect to the Limitation of Strategic Offensive Arms: SALT-I^[30]

署名:1972/5/26(モスクワ)、発効:1972/10/3、条約期限:1977/10/3

・冷戦期に米ソ両国が軍備増強に歯止めをかけるために締結

・核兵器運搬手段の制限が目的

・内容に不十分な点があったが、初めて戦略兵器の制限に両大国が合意した点に意義

- 両国の弾道ミサイルの数量を追認
- 複数弾頭化(MIRV)に対する制限なし
- ミサイル保有制限数がアンバランス、等

・同時に弾道弾迎撃ミサイル制限条約(ABM条約)も署名

⇒次項[2]を参照

表 5-2 米ソ両国の
弾道ミサイル保有制限数

	米国	ソ連
ICBM	1,000基	1,410基
SLBM	710基	950基

(2) 第二次戦略兵器制限条約(Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Strategic Offensive Arms, together with Agreed Statements and Common Understandings Regarding the Treaty: SALT-II)^[31]

署名:1979/6/18、発効せず、条約期限:1985/12/31(失効)

・SALT-Iの補強のため、多目的弾頭(MIRV)の制限を加えたもの

SALT-Iの締結後、米ソはともにMIRV化を図ったため

・核兵器の運搬手段(ICBM、戦略爆撃機、SLBM)の数量制限とMIRV化の制限を盛り込む

・1979/6/18、両国はウィーンで条約に署名、ソ連のアフガニスタン侵攻を理由としてアメリカ議会が批准を拒否、1985年に期限切れ

[2] 弾道弾迎撃ミサイル制限条約(ABM条約) Anti-Ballistic Missile Treaty ^[32]

署名:1972/5/26(モスクワ)、発効:1972/10/3、失効:2002/6/13

・SALT-Iの核兵器運搬手段の配備数制限と対になる弾道ミサイル防御手段の制限条約

米ソ両国は、1960年代までに攻撃用の弾道ミサイルと、弾道弾迎撃ミサイルの開発に成功。弾道弾迎撃ミサイルの存在は弾道ミサイルの一発当たりの有効性を低めるため、弾道ミサイルの配備数が増加

・戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイルシステムの開発、配備を厳しく制限

配備を首都とミサイル基地一つの2ヶ所(当初、74/7の議定書により1ヶ所に限定:米国はノース・ダコタ州グランドフォークス空軍基地、ソ連は首都モスクワ)、1基地当たりの発射基及び迎撃ミサイルを100基以下

・本条約は、いわば双方の「盾」を制限し、防御態勢を敢えて脆弱なものとして核攻撃を相互に抑止する、いわゆる「相互確証破壊」(MAD: Mutual Assured Destruction)の考え方の基礎をなし、冷戦期の軍備抑制・核戦争抑止に結びついていたと考えられている。

1980年代に米国で研究された戦略防衛構想は本条約との関連が検討され、弾道弾を迎撃するのがミサイルではなくレーザーやビームであるということで、条約違反ではないとされた。

2001/12/13 米国はABM条約から脱退する旨をロシアに対して正式に通告

2000年代に入り、弾道ミサイルの開発・装備が大国のみならず中小国でも行われ、新たに生じた大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散といった脅威に効果的に対処するため、ミサイル防衛の推進を決定

ロシア側は、かかる決定は「間違い」であるとしつつ、ロシアの安全保障にとって脅威とはならない旨を述べる等、抑制的な反応を示し、戦略攻撃兵器の弾頭数を1,500~2,200発の水準まで削減することに関しても、米露間の合意を目指していく考えを明らかに

2002/6/13 米国は正式脱退(脱退の効力は通告の6ヶ月後に有効となると条約で規定)

冷戦期以来の相互確証破壊に立脚した米露の戦略安定を担保する核兵器管理の枠組みが崩れ、その後の米露間の戦略的枠組みの構築は、世界の平和と安定に係わる重要問題として注目

[3] 中距離核戦力全廃条約(INF条約) Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty^[33]

署名:1987/12/8 (ワシントンD.C.)、発効:1988/6/1、条約期限:無期限*

*ミサイル廃棄完了:1991/6/1

- ・正式名称は「中距離及び短距離ミサイルの廃棄に係るアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦との間の条約」
- ・1975年、ソビエトが中距離核ミサイルを欧州東部に配備し、欧州における東西両陣営の緊張が高まったことを受けて、米ソの間で、中距離核戦力の全廃について規定した条約
初めて核兵器の具体的な削減を取り決めた条約
 - 射程距離500~1,000km(短距離)及び1,000~5,500km(中距離)の核弾頭、通常弾頭を搭載した地上発射型の弾道ミサイルと巡航ミサイル、及びその発射台を3年間で廃棄
 - 査察方法について規定(両国が互いの軍隊の装備を査察することを許容するなど)
- ・条約期限(1991/6/1)までに米国(846基)、ソ連(1,846基)の合計2,692基を解体
15基に限り博物館への展示を目的に使用不能の状態でも保有することが許されており、ミサイルの一部はワシントンD.C.のスミソニアン博物館とモスクワの航空博物館に米ソ双方の政府から寄贈され、展示
- ・2014年にロシアがクリミアを併合した頃から、米露両国がINF条約違反を互いに非難しあう状況
米国側:ロシアによる地上配備型巡航ミサイルの開発に対する対抗措置として同様のミサイルシステムの開発の可能性を示唆
ロシア側:米国による同盟国(ルーマニア、ポーランド等)への高度なミサイル防衛システム(イージスアショア等)の供与を問題視

[4] 戦略兵器削減条約 (START条約) Strategic Arms Reduction Treaty

・戦略核兵器を主体とした軍備管理条約。START-I(第1次戦略兵器削減条約)START-II(第2次戦略兵器削減条約)の2つの条約

・1970年代に締結されたSALTは核兵器の数量の上限を定めたもの

上限までの数量増加や質的強化は許されるため実質的な核軍縮とはいえない面も

・1982/6 現存する核兵器を実際に削減する戦略兵器削減交渉を米ソ間で開始

・案出された条約のうち、START-Iは発効し条約に基づいて実際に両国の核弾頭数の削減に至るが、START-IIは署名されたものの発効に至らず

・START-IIIの構想も立てられたが条文化されず

(1) 第一次戦略兵器削減条約 (START-I条約) Treaty between the United States of America and the Union of soviet Socialist Republics on the Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms Signed in Moscow on July 31, 1991 ^[34,35]

署名: 1991/7/31 (モスクワ)、発効: 1994/10/2、条約期限: 2009/12/5

・SALT-I条約への反省に立ち、戦略核兵器の運搬手段の数よりも弾頭数を一義的に制限

SALT-I条約の反省点: 核弾頭の数ではなく運搬手段としてのICBMの数量制限であったため、ICBMへの搭載核弾頭の複数化により、米ソの核弾頭保有数が数倍にも増大

・ソ連崩壊後の条約履行をリスボン議定書(署名: 1992/5 発効: 1994/12 条約期限: 15年)に規定

旧ソ連の戦略核兵器が配備されていたウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ及びロシアの4ヶ国がSTART-Iの締約国となり条約の履行義務を負う、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシは非核兵器国としてNPTに加入

リスボン議定書の批准 (1992/7 カザフスタン、1992/10 米国、1992/11 ロシア、1993/2 ベラルーシ、1994/2 ウクライナ)

・本条約には、7年間のうちにウクライナ、ベラルーシ、カザフスタンの戦略核兵器を全てロシアに移管することを規定

これに基づいて、各国はそれぞれ核弾頭のロシアへの移送を完了(カザフスタン: 1995/5 ウクライナ: 1996/6 ベラルーシ: 1996/11)

・米露両国が配備する戦略核の三本柱である、大陸間弾道ミサイル (Inter-Continental Ballistic Missile: ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル (Submarine Launched Ballistic Missile: SLBM) 及び重爆撃機等の戦略核兵器の運搬手段 (Strategic Nuclear Delivery Vehicles: SNDV) の総数を条約の発効から7年後にそれぞれ1,600へ削減することを規定

配備される戦略核弾頭の総数をそれぞれ6,000に制限し、このうちICBM及びSLBMに4,900、戦略爆撃機に1,100と装着される戦略核弾頭の上限を規定。全弾道ミサイルの投射重量の上限は3,600トン

・条約履行状況の検証のため、遠隔監視、現地査察、情報交換等を行うことを取決め

・2001/12 米露両国はそれぞれの配備戦略核弾頭数を6,000以下まで削減し、START-IIに基づく義務の履行完了を宣言

・軍縮・軍備管理の視点からは不徹底と考えられる点

- 戦略爆撃機が搭載する核弾頭数を実態より少なく算定

- 潜水艦発射巡航ミサイル (Submarine Launched Cruise Missile: SLCM) を規制の対象外

・条約の意義

- 冷戦期に増大していった米露両国の戦略核兵器の実質的削減を歴史上初めて合意し実行したプロセス(米露の戦略核弾頭数は冷戦期の約60%へ)

- 後継条約であるSTART-II条約の実施のために必要不可欠な枠組みを提供するなど、核軍縮の観点から重要な意義を有するもの

(2) 第二次戦略兵器削減条約 (START-II条約) Treaty Between the United States of America and the Russian Federation on Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms ^[35]

署名: 1993/1/3、未発効、条約期限: 2009/12/5

- ・START-I条約署名(1991/7)から間もなく、ソ連で保守派のクーデター未遂事件が発生、ソ連邦の解体に拍車
- ・1991年の秋から冬にかけて、米ソはそれぞれ新たな核兵器削減計画を発表、軍備管理に弾み
- ・ソ連崩壊後の1992/1、米露はそれぞれ戦略核兵器に関する一方的削減計画を発表し、START-II交渉が開始される契機に
- ・1992/2 米露首脳会談(キャンプデービッド)で、START-I条約を超え戦略核兵器の大幅削減を目指すことを原則合意、お互いに相手国を仮想敵国とみなさないと宣言

その後、戦略核弾頭の削減数、削減時期、削減範囲等を巡って数次に渡り交渉

- ・1992/6 START-Iの発効を待たず、START-II条約の基本的枠組みを合意
 - 米露両国の配備戦略核弾頭数を2003/1/1までに3,000~3,500に削減(1989年当時の約1/3)
 - そのうちSLBMに装着される核弾頭数は1,700~1,750以下
 - 多弾頭ICBM及び重ICBM(SS-18)を全廃し、ICBMを単弾頭に
 - 先制核攻撃の手段となりやすい個別誘導複数目標弾頭(Multiple Independently Targetable Re-entry Vehicle: MIRV)化ICBMを全廃
 - 条約の実施を担保するため、START-I条約と同様の検証措置(査察等)を実施
- ・1993/1 署名後、1996/1 米国が批准
- ・1997/9 「START-IIに基づく戦略核戦力の削減期限延長を規定する議定書」に署名、削減期限を2007年まで延長
- ・2000/4 ロシア議会はSTART-II批准法案を可決
 - 米国がABM条約から脱退した場合は、START-IIから脱退する権利を留保する旨の規定を含む
- ・米国はSTART-IIを批准したものの、START-IIを修正した同議定書については批准せず、結局START-IIは未発効
- ・2001 米国がABM条約から脱退する旨をロシアに対して通告
- ・2002/6/14 ロシアは「START-IIが効力を発するいかなる必要条件も存在しなくなったことに留意し、条約の目的達成に資さない行動を抑制するいかなる国際法上の義務ももはや負わないと考える」旨を表明、START-IIを破棄
- ・条約の意義
 - START-IIに加えSTART-IIが署名されたことは、冷戦が正式に終結したことを象徴し、米露が新たな戦略関係を構築するための枠組みの構築を意味する
 - こうした状況下、米国を始め西側諸国によるロシアを含む旧ソ連地域への対処は、両条約を中心とした国際的な義務の履行、安定した国際秩序の構築上重要

その後、米露間の交渉は、新たな米露間の戦略核兵器の削減に関する条約(モスクワ条約)へと繋がっていく。

(3) 第三次戦略兵器削減条約(START-III条約)^{【34】}

構想されたが条約化されず

- ・1997/3 米露両国は、START-IIが発効し次第START-III交渉を開始することを発表(ヘルシンキ米露首脳会談後、「将来の核戦力削減のパラメーター」に関する共同声明)
- ・START-IIIの基本的要素として、以下に合意
 - 2007/12/31までに双方の戦略核弾頭数を2,000~2,500にする
 - 戦術核兵器、潜水艦発射巡航ミサイル(SLBM)等について交渉
- ・しかしながらその後、条約案文の合意はなされていない

[5] モスクワ条約(正式名称:アメリカ合衆国とロシア連邦との間の戦略的攻撃(能力)の削減に関する条約, Treaty Between the United States of America and the Russian Federation on Strategic Offensive Reductions: SORT) ^[34,36]

署名:2002/5/24、発効:2003/6/1、条約期限:2012/12/31

- ・2001/5 米国は、米ソ両国が各々1万発以上の戦略核兵器を保有して対峙していた冷戦時代の敵対的な米露(ソ)関係に決別することを表明

「冷戦後、ロシアはもはや敵ではなく、核兵器は引き続き米及びその同盟国の安全保障に極めて重要な役割を有しているが、冷戦が終わったという現実を反映するように、米は、核兵力の規模、構成、性格を変えることができるし、そうするであろう」(安全保障政策の方向性を明らかにした米国防大学での演説)

- ・2001/9 米中枢同時多発テロ事件発生

国際テロと弾道ミサイルや大量破壊兵器の拡散が冷戦後の新たな脅威となってきたことを示し、テロに対抗する国際的な協調姿勢の確立とあいまって新たな安全保障体制の構築やミサイル防衛の必要性を認識

- ・2001/11/13-15 米国は今後10年間で実戦配備された戦略核弾頭を、米国の安全保障に合致する水準である1,700~2,200まで削減することをロシアに伝えた(ワシントン/クロフォードにおける米露首脳会談)

- ・2002/5/24 米露両国はSTART-I以降の更なる戦略核兵器の削減を定めた条約に署名(モスクワにおける米露首脳会談)

- ・米国は2003/3 ロシアは2003/5 それぞれ議会における批准手続を完了

- ・2003/6/1 米露首脳会談(サンクトペテルブルク)において批准書交換、モスクワ条約発効

条約の概要は、以下のとおり

- 2012年までの10年間で、米露の戦略配備核弾頭を各々1,700~2,200に削減

- 配備された戦略核弾頭数の削減を定めたもの

核弾頭自体、及び運搬手段(ICBM、SLBM及びそれらのMIRV弾頭等のミサイル本体、戦略爆撃機等)の廃棄は義務付けられておらず、米露両国とも削減した弾頭の保管が可能

- 削減せずに保持する戦略攻撃(核)兵器の構成、構造については両国が独自に決定

ICBM、SLBM、戦略爆撃機等の種類と数、MIRV弾頭の保有等については規制されない、すなわち核兵器の削減は求めても廃棄は定めていない

- 条約履行のため、両国間の履行委員会を年2回以上開催

- 削減状況の検証措置等は、START-Iの規定に基づくとともに、履行委員会に委ねる ^[37]

- ・2011/2/5 新START条約の発効に伴い、モスクワ条約は失効

[6] 新START条約(新戦略兵器削減条約) The Treaty between the United States of America and the Russian Federation on Measures for the Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms

署名:2010/4/8、発効:2011/2/5、条約期限:2021/2/5

(1) 交渉過程^[34,38]

- ・START-IIは、信頼性、透明性及び予見性を伴った情報交換や検証のための措置を通じて米露間の戦略核戦力削減に大きな役目を果たしてきたが、新たに5年間の延長が合意されない限り2009/12/5に失効するため、START-IIに代わる枠組みの制定が急務
- ・2007/7/3 米露両国は、国家の安全保障上の要請及び同盟国に対するコミットメントと整合性のとれた最低限の水準まで戦略攻撃力の削減を実施する意思を再確認、START-I後継条約の取組み方を議論、早期に成果を得るように議論を継続することを表明
「戦略核戦力に関する米露共同外相宣言」
- ・2009/4/1 START-Iの後継の核軍縮条約締結に関する協議の開始を含む核軍縮に向けた以下の共同声明を発表
米露首脳会談(ロンドン)

資料 5-1 米露首脳による戦略攻撃兵器の更なる削減の交渉に関する共同声明(抜粋)^[38]

- ・NPT第6条に基づき、共にその義務に向け努力し、世界に存在する核兵器数を削減することにおいてリーダーシップをとることに合意した。
- ・核のない世界を実現することにコミットするとともに、その長期的な目標のために軍備管理や紛争解決手段が重要であり、関係国すべての履行が求められる。
- ・START-IIに代わる新たな法的拘束力を有する条約として、着実に新たに検証可能な戦略攻撃兵器の削減を追求することで合意した。
- ・交渉担当者に対し、直ちに新条約に関する交渉に入り、7月までに新条約に向けた作業において達成された結果につき報告をするよう指示を出している。
- ・新たな条約の目的は戦略攻撃兵器の削減と制限である。
- ・将来の条約において、締約国は戦略攻撃兵器の過去最低レベルを追求することとし、それは現在なお効力を有するモスクワ条約以下の水準となる。
- ・新たな条約は、締約国の安全保障と戦略攻撃力の予見可能性及び安定性を相互に強化し、START-I実施の経験を踏まえた効果的な検証措置も含まれる。

- ・2009/7/6 戦略兵器削減条約(START-I)後継条約に関する下記の共同了解を発出^[39]

資料 5-2 米戦略兵器削減条約後継条約に関する共同了解(抜粋)^[39]

- ・今後の交渉の方針として、米露両国が戦略核弾頭の数1,500-1,675発、核弾頭の運搬手段の数を500-1,100に減らす。
- ・START-I後継条約は、START-Iの履行によって得られた経験に基づく効果的な検証条項を含む。
- ・可及的速やかに交渉を完了させるべく協働

- ・2010/4/8 プラハ(チェコ)において、米露両国大統領が新 START 条約に署名

・2011/2/5 新 START 条約が発効

※米国上院の条約締結承認（2010/12/22）、ロシア連邦院の条約締結承認（2011/2/5）

(2) 新 START 条約の概要^{〔40〕}

- ・削減義務の履行期限：条約発効から7年以内(2018/2/5)に米露両国が各々削減を行う
- ・核弾頭上限数：1,550 発
- ・削減対象の核弾頭の種類：配備 ICBM 搭載弾頭数、配備 SLBM 搭載弾頭数、配備重爆撃機搭載核弾頭
- ・運搬手段上限数：800 基・機
- ・削減対象の運搬手段の種類：配備・未配備の ICBM 発射基、SLBM 発射基及び重爆撃機
- ・検証手段：衛星及び現地査察を含む検証・査察
- ・延長規定：5年以内の期間で延長が可能

(3) 今後の予定等

- ・米露両国は履行期限内に削減目標を達成したことを発表(2018/2/5)
- ・今後は、米露両国間で、条約上規定されたデータ交換が行われ、履行期限である2018年2月5日時点でのデータが公表される予定
- ・条約期限までに後継条約を締結する必要があるが、2014年に勃発したクリミア危機（ロシアによるクリミア半島の併合、プーチン露大統領による核兵器使用準備の暴露等）を契機に両国間の関係悪化で交渉は停滞

5.2.3 その他の取組み

[1] パグウォッシュ会議 (Pugwash Conferences)

- ・別称: 科学と国際問題に関するパグウォッシュ会議 (Pugwash Conferences on Science and World Affairs)
- ・各国の科学者が軍縮・平和問題を討議する国際会議の開催をイギリスの哲学者バートランド・ラッセルとアメリカの理論物理学者アルバート・アインシュタインが呼びかけ、湯川秀樹ら11人の科学者が署名したラッセル・アインシュタイン宣言(1955/7/9)^[41]を契機として創設
- ・機を同じくして、核分裂反応の発見者であるオットー・ハーンやマックス・ボルンの呼びかけによる、湯川秀樹を始め18名のノーベル賞受賞科学者によるマイナウ宣言(1955/7/15)
 - 1950年代前半、原爆に加え水爆が新たに開発されたことにより人類滅亡の脅威が一層拡大したことに鑑み、核兵器開発に至った科学者の社会的責任の重要性を認識
 - 第2次大戦中、競合して核兵器の開発に携わった物理科学者の反省と覚醒の上に立った社会的発言

資料 5-3 ラッセル・アインシュタイン宣言(骨子)^[41]

およそ将来の世界戦争においては必ず核兵器が使用されるであろうし、そしてそのような兵器が人類の存続を脅かしているという事実からみて、私たちは世界の諸政府に、彼らの目的が世界戦争によっては促進されないことを自覚し、このことを公然と認めるよう勧告する。従ってまた、私たちは彼らに、彼らの間のあらゆる紛争問題の解決のための平和的な手段を見出すよう勧告する。

- ・1957/7/7-10 パグウォッシュ会議第1回会合開催(カナダのパグウォッシュ)
 - 「(平和、戦争両目的を含めて)原子エネルギーの利用の結果起こる障害の危険」「核兵器の管理」「科学者の社会的責任」の3つの議題についてそれぞれ委員会を設けて客観的なデータに基づき詳しく検討
 - 会議後の声明で検討結果を報告、核兵器並びに戦争廃絶の理念を訴え、この会議がその偉大な目的のために貢献していくことを高らかに謳うとともに、東西両陣営の科学者が国際的な協力・共同作業を通じて相互信頼を醸成して行く必要性も述べる^[42]
- ・第1回会合のスタイルが基調となってその後の会合が進められる
 - 軍縮と安全保障に関する科学技術的および政治的アプローチを議論
 - 科学者はそれぞれの国を代表するのではなく個人の資格で会議に参加 (現在も同じスタンス)
- ・現在も年次大会、ワークショップ、シンポジウム、スタディグループ、など各種の会合を開催、のべ1万名を超える参加者
- ・会議の成果は一般にあまり知られていないが、実際に第2次大戦後結ばれた軍縮・軍備管理条約の背景で、この会議の人的ネットワークや知的貢献が果たした役割を評価
- ・1995 創設者の一人であるジョセフ・ロートブラット会長(当時)とともにノーベル平和賞を受賞
 - 国際政治における核兵器の役割を減じ、核兵器の廃絶を目指す長年にわたる努力を評価
- ・2009/4/17-20 オバマ米新大統領の就任直後の核廃絶演説など核軍縮の動きが加速化する中、第58回年次大会(オランダのハーグ)で多くの未解決の地域問題を議論^[43]
- ・2015/11/1-5 第61回パグウォッシュ会議世界大会(長崎)が開催され、パグウォッシュ評議会が長崎宣言を发出
- ・2017/8/25-29 第62回パグウォッシュ会議世界大会(カザフスタンのアスタナ)開催

[2] 米国における超党派及び現実主義者の軍縮のための主張

- ・2007/1/4 長く米国の核抑止政策をリードしてきた4人の要職経験者が、連名で「核兵器のない世界を：A World Free of Nuclear Weapon」と題した論文を発表（ウォール・ストリート・ジャーナル紙上）^[44]

4人の要職経験者：ジョージ・シュルツ元国務長官、ウィリアム・ペリー元国防長官、ヘンリー・キッシンジャー元国務長官、サム・ナン元上院軍事委員会委員長（元上院議員）

- ・イラン・北朝鮮などが核開発を試み、また国際テロリスト・グループによる核保有の可能性すら存在する現代において、核兵器に過去のような抑止効果は期待できないとして核兵器廃絶を米国が主導すべきことを訴え
- ・この主張のもとに4氏は米国政権中枢に積極的な働きかけを続け、オバマ大統領の核廃絶演説にもつながる米国の核軍縮へ向けた積極姿勢への動きをもたらす

・概要は以下のとおり

- ① 冷戦態勢の核配備を変更し警戒時間を長くすることを通じた、事故による核使用の危機の減少
- ② すべての核兵器国の核戦力の継続的大幅削減、前進配備の短距離核兵器の廃棄
- ③ 米国によるCTBT批准の促進
- ④ 世界中の核兵器並びに兵器用プルトニウム及び高濃縮ウランの保管
- ⑤ 燃料供給保証を伴うウラン濃縮プロセスの管理
- ⑥ 兵器用核分裂性物質生産の停止
- ⑦ 新たな核兵器国の出現につながる地域的対立・紛争の解決努力

[3] オバマ米国大統領の核廃絶演説^[45]

- ・2009/4/5 オバマ米国大統領はプラハにおいて核廃絶に向けた演説を行い、世界に向けて核兵器のない世界の実現を呼びかけた

核軍縮：

- ・ロシアとの間でSTART-Iの後継条約を12月までに締結
- ・CTBTの批准は、議会の一部に根強い反対があるが、実現に向けて早急かつ意欲的に取組む
- ・FMCT交渉の妥結を目指す

核不拡散：

- ・国際的な核査察体制の強化に加え、北朝鮮やイランのようなルール違反の国への対応として、国連安保理に自動的に付託する措置など、罰則強化に取組む
- ・原子力の民生利用促進のため、核燃料供給を肩代わりする国際的枠組みを提案

核テロ防止：

- ・4年以内に世界中の核物質防護体制を確立することを目指す
- ・核の闇市場の撲滅に向けて、核管理に関する首脳級の国際会議*を1年以内に主催

*2010年に米国のワシントンD.C.で核セキュリティ・サミットを開催

⇒ 一方で、核廃絶に至る道程において、核抑止力を当面維持する方針も示していた。

[4] 核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合における安保理決議 1887 号の採択^[46]

- ・2009/9/24、オバマ米大統領を議長として、鳩山総理はじめ安保理メンバー国首脳に参加を得て開催された核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合において、全会一致にて採択
- ・決議は、前文24段落、本文29段落から構成され、核関連の全分野(核軍縮、不拡散、原子力の平和的利用、核セキュリティ)を包括的にカバー。概要は以下のとおり

「核兵器のない世界」

- ・NPTの目標に沿って、すべてにとってより安全な世界を追求し、「核兵器のない世界」に向けた条件を構築することを決意

NPT

- ・NPTの重要性を再確認するとともに、2010年運用検討会議でNPTを成功裏に強化し、3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)について現実的で達成可能な目標を設定するために協力することを呼びかけ
- ・NPT非締約国に対して非核兵器国としてのNPT加入を要請。消極的安全保証(安保理決議984)が核不拡散体制を強化

核軍縮

- ・米露によるSTARTII後継条約に向けた交渉を歓迎。NPT第6条に基づく誠実な核軍縮交渉を要請

非核地帯条約・構想

- ・非核兵器地帯条約締結への動きを歓迎・支持し、非核兵器地帯が核不拡散体制を強化し核軍縮に貢献することを確認

市民社会の役割

- ・あらゆるNPTの目的を推進する上での市民社会の貢献に留意

CTBT

- ・すべての国が核実験を行わず、CTBTに署名・批准し、同条約が早期に発効することを要請

兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)

- ・2009年に作業計画がコンセンサス採択されたことを歓迎し、早期にカットオフ条約につき交渉することを要請

北朝鮮・イラン

- ・前文で関連安保理決議を再確認し、本文では「国連安保理が対処してきた、不拡散体制に対する現下の主要な挑戦」として北朝鮮及びイランを暗示しつつ、関係当事国に関連安保理決議の遵守を要求

IAEA

- ・IAEA保障措置は核の不拡散と原子力の平和的利用のための協力推進に不可欠
- ・追加議定書への署名・批准・実施を要請
- ・IAEAの資源と権威を確保することの重要性を強調。

原子力の平和的利用

- ・拡散のリスクを低減し、保障措置・核セキュリティ・原子力安全の各項目について最高レベルの規準を遵守しつつ原子力平和利用の推進を奨励。平和利用の「奪い得ない権利」(NPT第4条)を確認

核テロ対策

- ・核テロへの懸念を表明。来年の核セキュリティ・サミットへの支持を表明。機微物質や技術の移転管理、金融・輸送面など、具体的な措置を講じていくことをすべての国に呼びかけ

非国家主体への大量破壊兵器拡散防止

- ・全国連加盟国が安保理決議1540の完全な履行のために協力することを要請

[5] 核兵器禁止条約 (Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: TPNW) ^[47]

2017/7/7 採択、2017/9/20 署名開放、未発効

[経緯]

- ・2016年の国連総会が、核兵器を禁止する法的拘束力のある文書を交渉する会議を翌年に行き、多数決で採択する決議を賛成 113、反対 35(核兵器国及び我が国等)、棄権 13 で採択
- ・条約交渉会議の初日に米、英、仏その他の条約反対国の代表が会議場外で交渉反対を表明
- ・我が国は、条約交渉会議の初日に演説し、核兵器の参加がなければ核兵器の削減につながらず、核兵器国と非核兵器国との間の分裂を深めるだけであり、北朝鮮の脅威を解決することもできないため、会議に建設的かつ誠実に参加することは困難として、不参加を表明
- ・条約交渉会議の最終日に賛成 122、反対 1(オランダ)、棄権 1(シンガポール)で採択

[締約国の義務]

- ・核兵器その他の核爆発装置の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、委譲、受領、使用及び使用の威嚇をいかなる場合にも禁止 (第 1 条)
- ・自国及び他国の核兵器その他の核爆発装置の保有状況等を申告 (第 2 条)
- ・条約批准前と後に廃棄した場合の両方のケースに対応した異なる手続きを設ける。いずれの場合にも将来設置されることになる権限のある国際当局が検証を実施 (第 3 条)
- ・IAEA との包括的保障措置協定締結、追加議定書の締結は妨げない (第 3 条)
- ・被害者に対する援助と環境の回復に関する規定 (第 6 条)

[特徴]

- ・核兵器の使用の威嚇を禁止することで、核抑止を否定 (第 1 条)
- ・核兵器の使用の被害者を指す文言に「ヒバクシャ」を用いる (前文第 6 項・第 24 項)
- ・条約の発効には 50 カ国の批准、受諾、承認または加入が必要 (第 15 条)
- ・条約発効後、条約の適用または実施に関する問題及び核軍縮の更なる措置に関する問題を検討、又は必要な場合には決定を行うために、締約国会議を 2 年毎に開催 (第 8 条)
- ・条約発効後 5 年後に、条約の運用及び条約の目的を達成するにあたっての進展を検討するために、検討会議を開催。第一回検討会議開催後は 6 年毎に開催 (第 8 条)
- ・条約の非締約国、国連等の国際機関、赤十字国際委員会、関連する NGO 等が締約国会議と検討会議のいずれにもオブザーバーとして出席可能 (第 8 条)

[加盟国] 2018/8/1 現在

批准 (14 ヶ国)

オーストリア、コスタリカ、キューバ、ガイアナ、バチカン、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、パラオ、パレスチナ、タイ、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム

署名 (46 ヶ国)

アルジェリア、バングラデシュ、ボリビア、ブラジル、カーボベルデ、中央アフリカ共和国、チリ、コロンビア、コモロ、ドミニカ、コンゴ民主共和国、コンゴ、コートジボワール、エクアドル、エルサルバドル、フィジー、ガンビア、ガーナ、グアテマラ、ホンジュラス、インドネシア、アイルランド、ジャマイカ、カザフスタン、キリバス、ラオス、リビア、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、南アフリカ、セントビンセント・グレナディーン、トーゴ、ツバル、バヌアツ

5.2.4 我が国の取り組み

[1] ジュネーブ軍縮会議^{【29】}

・カットオフ条約(FMCT)交渉の早期開始を軍縮外交の優先事項とする

- ジュネーブ軍縮会議において同条約の交渉を開始すべく、あらゆる機会を捉えて同条約の重要性を強く訴え
- FMCTに含まれる主要論点についての異なる見解を整理しつつ日本の立場を示した作業文書の提出(2003/8)、論点を整理した作業文書の提出(2006/5)、調整役としてFMCT非公式会合を実施(2008)するなど、関係国間の歩み寄りの促進等、積極的な取組みを実施
- 我が国が議長を務めた際には、日本の軍縮・不拡散政策を包括的かつ具体的に訴えるとともに、軍縮会議の実質的交渉の早期開始、会議停滞状況の早期打開を訴える内容の演説を実施
- 政府高官による演説を行うなど、軍縮会議の停滞状況を打開すべく、作業計画に早急に合意しFMCT交渉が早期に開始されるよう、関係各国と協調しながら外交努力を継続

[2] 核兵器廃絶に係る決議の提案

・1994年、唯一の被爆国としての国民世論を背景に核廃絶に向けた核軍縮を訴える究極的核廃絶決議を単独で国連総会に提案

- 賛成163(核兵器国のロシア、中国を含む)、棄権8(米、英、仏、印、ブラジル、北朝鮮、キューバ、イスラエル)、反対0の圧倒的多数の支持を得て採択^[48]
- NPT運用検討・延長会議を翌年に控え、我が国が非核兵器国である先進国としての立場から核軍縮の在り方を明確な形で示し、NPTに積極的に取り組む我が国の姿勢を内外に伝える
- 国連総会の決議は加盟国に対する拘束力はないが、国際社会の意思を示すもの

資料 5-4 「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」決議^[48]

(1994年第49回国連総会)

冷戦の終了により、核戦争の恐怖のない世界の創造の可能性が増したことを認識し、ロシア連邦及びアメリカ合衆国が核軍縮努力を行い、第1次及び第2次戦略兵器削減条約に署名したことを歓迎し、両条約の早期発効を期待し、核軍縮分野における他の核兵器国の努力をも歓迎し、核不拡散条約が、1970年の発効以来、世界の平和と安全に寄与してきたことを高く評価し、第48回国連総会で達成されたコンセンサス合意に基づく全面核実験禁止条約のための交渉における進展を歓迎し、

- (1) 核不拡散条約未締約国に対し、核不拡散条約の普遍性の重要性を認識し、可能な限り早期に同条約に加入することを要請し、
- (2) 核兵器国に対し、全面的かつ完全な軍縮の枠組みの下における核兵器の廃絶を究極的目標とする核軍縮のための努力を行うよう呼びかけ、また、すべての国に対し、大量破壊兵器の軍縮と不拡散の分野における約束を完全に履行するよう呼びかける。

・決議案の作成では、核兵器のない平和で安全な世界を、現実的・漸進的な取り組みを通じて実現するという日本の基本的な考えを盛り込みつつ、大多数の国に受け入れられる内容とすることに最大限配慮

その結果、核軍縮の分野における立場の違いを超えて、核兵器国と非核兵器国の両方から支持

・決議案を毎年、国連総会に提案し、毎回、核兵器国を含む圧倒的多数の国の賛同を得ている(2017年まで23年連続して採択)

- 1994~1999: 「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」
- 2000~2004: 第6回NPT運用検討会議で採択された最終文書を踏まえて、全面的核廃絶に至るまでの具体的道筋を示した「核兵器の全面的廃絶への道程」^[49]
- 2005~2009: 同年の第7回NPT運用検討会議の決裂を踏まえた「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」^[50]
- 2010~2014: 同年の第8回NPT運用検討会議で採択された最終文書を踏まえて、合意事項の着実な実施のために国際社会による一致した行動が必要であることを示した「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」^[51]
- 2015~2017: 同年の第9回NPT運用検討会議の決裂を踏まえた「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」^[52]

資料 5-5 「核兵器の全面的廃絶への道程」決議(要旨)^[49]

(2000 年第 55 回国連総会)

1. NPT の未締約国に対し、非核兵器国として遅滞なくかつ無条件に加入することを要請
2. NPT の全締約国が同条約の下での義務を履行することの重要性を再確認
3. 核不拡散及び核軍縮を履行するための体系的かつ現実的な措置(CTBT、ジュネーブ軍縮会議、等)の重要性を強調
4. 核兵器国による更なる措置(START III 以降の核軍縮プロセスの継続、すべての核兵器国による大幅な核兵器の削減)の必要性の認識
5. 核兵器国が核軍縮に係る進捗や努力を国連加盟国に対して通知することを求める
6. 核兵器解体の際に生じる核分裂性物質の安全かつ効果的な管理、軍事上不要な核分裂性物質の IAEA または国際的な検証措置下での管理
7. 核軍縮合意の履行保証のための IAEA の保障措置を含む検証能力の更なる発展の重要性を強調
8. 核兵器・その他の大量破壊兵器・その運搬手段の拡散に資する機材、物資、技術を移転しないとの政策を必要に応じ確認かつ強化しつつ、係る兵器及びその運搬手段の拡散を阻止するための努力を倍加することを要請
9. すべての国家に対し、大量破壊兵器の拡散に資するあらゆる物質の安全性、安全な保管、効果的な管理及び防護に関するできるだけ高い水準を維持することを要請する。
10. IAEA 追加議定書の未締約国すべてに対し、速やかな締結を奨励
11. 保障措置協定及び追加議定書の締結と発効を促し、これを容易にする行動計画の要素を含んだ決議(GC(44)/RES/19)の早期かつ完全な履行を要請
12. 核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が果たす建設的役割を奨励

2009年の決議

- ・87ヶ国が共同提案、賛成171(核兵器国の米国、イギリス、ロシアを含み過去最多)、反対2(北朝鮮、インド)、棄権8(中国、フランス、イラン、イスラエル、ミャンマー、パキスタン、キューバ、ブータン)の圧倒的賛成多数で採択^[53]
- ・2008年7月の主要国首脳会合(北海道洞爺湖サミット)で採択された宣言から「すべての核兵器国に透明性ある方法で削減を実施するよう要請する」との文言を新たに盛り込む
- ・NPT遵守の重要性を強調し、CTBTの早期発効・核実験モラトリアムの継続を要請し、FMCTの交渉開始と早期妥結の重要性を強調
- ・従来、一貫して決議案に反対もしくは棄権していた米国が、オバマ政権の主張に沿って初めて賛成に回るなど、核兵器の廃絶に向けた着実な進展
- ・決議の要旨は以下のとおり

資料 5-6 「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」決議(仮訳)^[50]

(2009 年第 64 回国連総会)

【NPT】

1. NPTの義務を履行することの重要性を再確認
2. 効果的なNPTの運用検討プロセスの重要性を強調。NPTのすべての締約国に対し、2010年NPT運用検討会議が成功裡にその条約体制を強化し、その条約の三本柱すべてにおいて実効的かつ実地的な前進を図るために協働するよう要請
3. NPTの未締約国に対し、遅滞なくかつ無条件にNPTに非核兵器国として加入することを要請するとともに、NPTに加入するまでの間、NPTの文言を遵守し、同条約を支持する実際的な措置をとるよう要

請

【核兵器国による核軍縮】

4. すべての種類の核兵器のなお一層の削減を含む更なる措置を奨励するとともに、核兵器廃絶に向けた取組みの過程において、更なる透明性ととともに、不可逆性、検証可能性の原則を適用することの重要性を強調
5. すべての核兵器国に対し、透明性のある方法で核兵器の削減を実施することを要請し、核兵器国によって示された核弾頭の現保有数を含む核兵器に関する透明性の向上に留意しつつ、透明性及び信頼性向上措置への合意を招請

【米露による戦略兵器削減】

6. ロシア及び米国が、戦略攻撃能力削減条約（モスクワ条約）の義務を完全に履行し、2009年12月に失効する戦略兵器削減条約（START-I）に代わる法的拘束力のある後継条約の締結を含め、透明性の向上を図りつつ更なる核兵器削減に着手することを、最近の進展を歓迎しつつ奨励

【核兵器関連物質の削減】

7. 核兵器関連物質の削減を目的とした国際的協調の枠組みにおける努力を奨励

【核兵器の運用状態と役割の低減】

8. 偶発的又は権限に基づかない核兵器の発射の危険性を低減するための手段をとること及び核兵器システムの運用状態の一層の低減を考慮するよう要請
9. 安全保障政策における核兵器の役割を低減させる必要性を強調

【CTBT】

10. CTBTの早期発効及び普遍化の観点から未署名・未批准国に対し早期署名・批准を求める。CTBTが発効するまでの間、核実験爆発等の既存のモラトリアムを維持することの重要性を強調。CTBT検証体制の継続的な開発の重要性を再確認

【ジュネーブ軍縮会議（CD）】

11. CDにおける本年の作業計画の採択を歓迎し、CDにおける作業の進展とともに世界的な核軍縮の機運の高まりを考慮し、CDに対し、2010年1月の会期招集に際して実質的作業の開始を要請
12. CDの2010年会期における兵器用核分裂性物質生産禁止条約交渉の即時開始、及びその早期妥結を要請。すべての核兵器国及びNPT非締約国に対し、同条約発効までの間、兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言しかつ維持することを要請

【核兵器等の不拡散】

13. 核兵器及びその他の大量破壊兵器並びにその運搬手段の不拡散を要請

【核セキュリティ】

14. 核テロリズム防止の重要性を強調し、すべての脆弱な核及び放射性物質のセキュリティの確保に向けたあらゆる努力を奨励

【IAEA保障措置協定・追加議定書の普遍化等】

15. IAEA追加議定書の普遍化を達成するための更なる取組を強く奨励しつつ、IAEA包括的保障措置協定の普遍化及び安保理決議1540を始めとする関連安保理決議の重要性を強調

【軍縮・不拡散教育】

16. 軍縮・不拡散教育の取組を奨励

【市民社会の役割】

17. 核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)を含む、核不拡散・核軍縮促進における市民社会の建設的役割を評価し、更に奨励

【第65回国連総会議題案】

18. 第65回国連総会議題案に「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」を追加

- ・77ヶ国が共同提案(核兵器国である米国及び英国等を含む)、賛成156(核兵器禁止条約採択に賛成した95ヶ国を含む)、反対4(中国、北朝鮮、ロシア、シリア)、棄権24で採択^[54]
- ・核軍縮の実質的な前進に向けて、全ての国々の信頼関係を再構築し、立場の異なる国々との橋渡しを我が国が率先して行い、すべての国が核軍縮の取組に改めてコミットできる共通の基盤の提供を追求
- ・決議は、(1)核兵器不拡散条約(NPT)を完全に実施するという核兵器国の明確な約束を再確認、(2)包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効及び核兵器用分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期の交渉開始に対する広く浸透した要請を認識、(3)核戦力の透明性向上、(4)核兵器の非人道的な結末についての深い懸念が全ての努力を下支えする主要な要素であり続けること、(5)各国指導者・若者等による被爆者を含むコミュニティ等への訪問等を通じ、被爆の実相に関する認識を向上させるあらゆる取組を奨励、(6)北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル技術を用いた発射を最も強い言葉で非難、(7)全ての国に対して北朝鮮の核・ミサイル計画がもたらす脅威への対処に向け、全ての関連する国連安保理決議の実施を含む取組への最大限の努力を呼びかけること、等を含む
- ・決議の骨子は以下のとおり

資料 5-7 「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」決議(骨子)^[52]

(2017年第72回国連総会)

前文

- 国際的な核不拡散体制の礎石としての核兵器不拡散条約(NPT)、及び核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用を追求するための不可欠な基礎としてのNPTの決定的な重要性を再確認。
[前文パラ3]
- NPT体制の普遍性を更に強化する決意の再確認、並びに核軍縮、不拡散及び原子力の平和的利用が相互補強関係にあり、NPT体制の強化に不可欠であることを想起。[前文パラ4]
- 1995年NPT運用検討・延長会議並びに2000年及び2010年NPT運用検討会議の最終文書を想起。
[前文パラ5]
- NPT条約発効50周年に当たる2020年のNPT再検討会議及び同会議に向けた一連の準備委員会等の重要性を強調。[前文パラ6]
- 核兵器のない世界の実現に向けた様々なアプローチに留意しつつ、全ての国々の間の信頼関係の再構築と協力関係の強化が核軍縮・不拡散の実質的な進展のために極めて重要であることを強調。[前文パラ7]
- 国際的な平和と安全保障の強化及び核軍縮の促進は相互に補強関係にあることを再確認。[前文パラ8]
- 地域の安全保障状況をめぐる現下の動きについての重大な懸念を表明。[前文パラ9]
- 北朝鮮による累次の核実験・弾道ミサイル技術を用いた発射は、地域及び世界の平和及び安全保障に対する、これまでにない、重大かつ差し迫った脅威であること、NPTを中心とする体制に対する重大な挑戦であること等を想起。[前文パラ10]
- 核軍縮の検証能力の発展に向けた取組を歓迎、この点に係る核兵器国と非核兵器国の協力の重要性を強調。[前文パラ15]
- 包括的核実験禁止条約(CTBT)の署名開放以降のCTBT機関準備委員会の成果を称賛。[前文パラ18]
- 核兵器使用の壊滅的で非人道的な結末に深い懸念を表明、国際人道法を含む関連国際法の遵守の必要性を再確認。[前文パラ19]

- 核兵器使用による壊滅的で非人道的な結末が皆に十分に理解されるべきことを認識し、その関連で、こうした理解を促進するための努力がなされるべきことに留意。〔前文パラ20〕
- 政治指導者による近年の広島・長崎訪問を歓迎。〔前文パラ21〕
- 核及び放射性物質のテロが引き続き国際社会にとり緊急かつ発展的な挑戦であることを想起し、核セキュリティにおけるIAEAの中心的役割を再確認。〔前文パラ22〕

本文

- 国際的な緊張関係を緩和し、NPT前文で想定されているように国家間の信頼の強化等により核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動をとることを全ての国により改めて決意。〔主文パラ1〕
- 全ての者にとって安全で、核兵器のない平和で安全な世界の実現に向け、NPTを完全に実施するという核兵器国の明確な約束を再確認。〔主文パラ2〕
- 2017年のNPT第1回準備委員会の成功を歓迎し、2020年のNPT運用検討会議に向け最大限努力することを奨励。〔主文パラ4〕
- 全ての国が、核軍縮・不拡散の実践的、具体的かつ効果的な措置を促す意義のある対話に一層関与することを奨励。〔主文パラ7〕
- 核兵器の使用による非人道的な結末についての深い懸念が、核兵器のない世界に向けた全ての国の努力を下支えする主要な要素であり続ける旨強調。〔主文パラ8〕
- 全ての国に対して、国際的な緊張を緩和し、国家間の信頼を強化し、更なる核兵器の削減につながる環境を醸成するよう奨励し、核兵器国に対し、一方的な措置、二国間の措置、地域的な措置及び多国間の措置によるものを含め、全ての種類の核兵器を削減し究極的に廃絶するため一層努力するよう要請。〔主文パラ10〕
- 核兵器国に対し、2020年のNPT運用検討会議に向けたプロセス全体を通じ、核軍縮のための取組の一環として、特に、解体・削減された核兵器及び運搬手段に関するより頻繁で詳細な報告を行うことによるものを含め、透明性の向上及び相互信頼の拡大のための取組を進展させていくことを奨励。〔主文パラ12〕
- 核兵器国から明白で法的拘束力を伴う安全の保証を受けることについての非核兵器国の正当な利益を認識し、核兵器国に対し安全の保証に関するコミットメントを十分に尊重するように求めるとともに、更なる非核兵器地帯の設置を奨励。〔主文パラ14〕
- 北朝鮮による核実験を踏まえ、核実験モラトリアムの普遍的な遵守の死活的な重要性及び緊急性を強調。CTBTの発効要件国である北朝鮮による核実験が続く中、同条約の発効は可能ではない。北朝鮮に対し遅滞なく署名・批准することを要求。〔主文パラ19〕
- 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉が開始され、早期妥結するまでの間、核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言し維持することの死活的な重要性及び緊急性を強調。〔主文パラ20〕
- 特に発効要件国である8か国はCTBTの署名・批准に向けて取組むことが要請されていることを想起しつつ、CTBTの早期発効、FMCTの早期交渉開始に対する広く浸透した要請を認識。〔主文パラ21〕
- とりわけ、指導者や若者等がコミュニティや被爆者を始めとする人々を訪問し、交流し、これらの人々から将来世代に自らの体験を引き継ぐこと等を通じ、被爆の実相に関する認識を向上させるためのあらゆる取組を奨励。〔主文パラ23〕
- 北朝鮮による、全ての核実験及び弾道ミサイル技術を使用した発射を最も強い表現で非難。北朝鮮に対し、更なる核実験の実施を抑えるとともに、全ての進行中の核活動を完全に、検証可能で、かつ不可逆的な方法で直ちに放棄することを強く要求する。北朝鮮に対し、全ての関連する国連安保理決議を完全に遵守するとともに、2005年9月19日の六者会合共同声明を履行し、IAEAの保障措置を含め、速やかにNPTの全面的な遵守に復帰することを要求。〔主文パラ24〕
- 全ての国に対し、北朝鮮の核・ミサイル計画がもたらすこれまでにない、重大かつ差し迫った脅威に対処するため、全ての関連する国連安保理決議の完全な履行を通じることを含め最大限の努力を行う

よう要請。[主文パラ 25]

- 全ての国に対し核兵器の拡散を防ぐ効果的な国内管理を確立し執行するよう要請するとともに、不拡散の取組における国際的な連携と能力構築の強化のための国家間の協力及び技術支援を奨励。
[主文パラ 27]

[3] 被爆地 広島・長崎の動き

- ・原爆犠牲者の慰霊と合わせて世界の恒久平和を祈念するため、毎年それぞれ原爆が投下された8/6(広島)と8/9(長崎)に、爆心地近くの公園において平和記念式典を実施
- ・式典の中で行われる核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴える平和宣言は、国連加盟の各国元首を始め全世界に発信
- ・広島・長崎の平和記念式典から8/15の終戦記念式典に至る10日間の国民行事は、原爆並びに戦争犠牲者への慰霊とともに「人類最初の被爆地・広島、そして人類最後の被爆地・長崎」をスローガンとする、「核兵器による惨状を2度とこの世にもたらしはならない」という我が国の強い意思表示を世界に向けて発するもの
- ・1982 広島・長崎両市長の呼びかけで平和市長会議^[55]（会長は広島市長）を発足
 - 第二回国連軍縮特別総会(1982)で「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を提唱
 - 世界の都市が連帯して核兵器廃絶を求める国際世論を喚起、世界平和の実現を目指す
 - 4年に1回、広島市や長崎市で総会を開催。第9回総会(2017)は長崎市で開催
 - 会議の趣旨に賛同する都市は163ヶ国・地域の7,632都市*(2018/8/1現在)
*うち日本国内加盟都市数は1,729都市(2018/8/1現在)
- ・2003/10 核兵器使用の危機が高まりつつある中で、核兵器が使われれば都市が最も悲惨な目に遭うという認識のもと、2020年までに核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン(核兵器廃絶のための緊急行動)」を策定
- ・2005年NPT運用検討会議に向けた対応を中心に活動を展開、16ヶ国80都市の市長、副市長、市議会議員等により総勢167人の市長代表団を編成、同年のNPT運用検討会議出席
核兵器廃絶を訴えるとともに関連イベントに参加し、核兵器廃絶に向けた国際世論の喚起に努めた
- ・2006/7~ 2020ビジョンの第二期として、活動を世界で展開、国際世論の喚起を図るとともに、核保有国の政策変更を求める
 - 「誠実な交渉義務推進キャンペーン(Good Faith Challenge)」:核保有国が核兵器廃絶に向けた交渉を速やかに開始するよう求める
 - 「都市を攻撃目標にするな(Cities Are Not Targets (CANT))プロジェクト」:核保有国に対して都市を攻撃目標にしないよう求める
- ・2008/4 2020ビジョンの一環として核兵器廃絶に向け各国政府等が遵守すべきプロセスなどを定めた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を発表
 - NPTに規定されている「締約国による誠実な交渉義務」や、核兵器廃絶に向けた各国の取組を促進し、2020年までに核兵器を廃絶するための道筋を示すもの
 - この文書の2010年のNPT運用検討会議での採択を目標とし、採択されればNPTを補完する位置づけとなることを期待
- ・議定書が締約国に求めている主要な項目は次の4点
 - 核保有国は核兵器の取得や配備を即時停止し、非核保有国は兵器に利用可能な核分裂性物質の取得等を即時停止すること
 - 核兵器廃絶の国際的枠組み合意に向けた誠実な交渉を開始し継続すること
 - 核兵器の取得や使用に繋がる行為の禁止を2015年までに法制化すること
 - 全ての核兵器の廃絶はもちろんのこと、核兵器に関連する運搬手段や発射装置、生産・試験施設等の廃止、さらに兵器に利用可能な核分裂性物質の全ての在庫の廃棄を2020年までに実現すること
- ・直近では、2017年7月に採択された核兵器禁止条約の早期締結を求める署名等を実施

出典及び参考文献

- 【1】 『日本の軍縮・不拡散外交 第4版』(平成20年、外務省 軍縮不拡散・科学部編集)、第3部「核軍縮・核不拡散」、第8章「G8グローバル・パートナーシップと日本の旧ソ連諸国に対する非核化協力」
- 【2】 外務省HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/>、以下同じ): 外交> サミット> 洞爺湖08> 成果文書・報告書> G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言> 北海道洞爺湖 2008年7月8日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/toyako08/doc/doc080714_ka.html)
- 【3】 『日本の軍縮・不拡散外交 第7版』(平成28年、外務省不拡散・科学部編集)、第2章「軍縮・不拡散における日本外交」、第3節「第3節日本の取組」、「3. G7/G8を通じた取組」
- 【4】 原子力百科事典 ATOMICA-HP (<http://www.rist.or.jp/atomica/>、以下同じ): 海外情勢> 旧ソ連・東欧各国> ロシア> 旧ソ連諸国の核兵器廃棄への西側支援 (http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat_detail.php?Title_No=14-06-01-14)
- 【5】 (社)日本原子力産業会議(編集発行)『原子力年鑑平成5年版』(1993年12月)、245頁
- 【6】 原子力委員会(編)『原子力白書平成5年版』、大蔵省印刷局(1993年12月)、53-55頁
- 【7】 『日本の軍縮・不拡散外交 第7版』(平成28年、外務省 軍縮不拡散・科学部編集)第3部「核軍縮」、第5章「さらなる核軍縮のための課題」、第4節「非核兵器地帯」、「1.概要」
- 【8】 『日本の軍縮・不拡散外交 第7版』(平成28年、外務省 軍縮不拡散・科学部編集)、第3部「核軍縮」、第5章「さらなる核軍縮のための課題」、第4節「非核兵器地帯」、「3.発効済みの非核兵器地帯条約」、及びII.資料編、「8.非核兵器地帯条約」
- 【9】 Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America and the Caribbean (<http://disarmament.un.org/treaties/t/tlatelolco>)
- 【10】 South Pacific Nuclear Free Zone Treaty (<http://disarmament.un.org/treaties/t/rarotonga>)
- 【11】 Treaty on the Southeast Asia Nuclear Weapon-Free Zone (<http://disarmament.un.org/treaties/t/bangkok>)
- 【12】 African Nuclear Weapon Free Zone Treaty (<http://disarmament.un.org/treaties/t/pelindaba>)
- 【13】 Treaty on a Nuclear-Weapon-Free Zone in Central Asia (<http://disarmament.un.org/treaties/t/canwfvz>)
- 【14】 『非核兵器地帯の包括的検討ーとくにアジア・太平洋地域との関連においてー』(日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、1997年3月) (<http://www.cpdnp.jp/pdf/003-01-008.pdf>)
- 【15】 『日本の軍縮・不拡散外交 第7版』(平成28年、外務省 軍縮不拡散・科学部編集)、第3部「核軍縮」、第5章「さらなる核軍縮のための課題」、第4節「非核兵器地帯」、「4.モンゴル一國非核の地位」
- 【16】 Nuclear Threat Initiatives (NTI) HP (<http://www.nti.org/>、以下同じ): JOINT DECLARATION OF SOUTH AND NORTH KOREA ON THE DENUCLEARIZATION OF THE KOREAN PENINSULA (<http://www.nti.org/media/pdfs/aptkoreanuc.pdf>)
- 【17】 『日本の軍縮・不拡散外交(第7版)』(平成28年、外務省 軍縮不拡散・科学部編集)、第3部「核軍縮」、第5章「さらなる核軍縮のための課題」、第4節「非核兵器地帯」、「6.構想段階の非核兵器地帯」、(1)中東非核兵器地帯・中東非大量破壊兵器地帯
- 【18】 金子熊夫「北東アジア非核化構想と日本の安全保障問題」(Human Security, No.4 (1999/2000)、平和戦略国際研究所所報、151頁)
- 【19】 『日本の軍縮・不拡散外交(第7版)』(平成28年、外務省 軍縮不拡散・科学部編集)、第3部「核軍縮」、第5章「さらなる核軍縮のための課題」、第4節「非核兵器地帯」、「6.構想段階」

階の非核兵器地帯」、(2)北東アジア非核兵器地帯

- 【20】『日本の軍縮・不拡散外交 第7版』(平成28年、外務省 軍縮不拡散・科学部編集)、第3部「核軍縮」、第5章「さらなる核軍縮のための課題」、第4節「非核兵器地帯」、「5.南極、海底の非軍事化」、及び『日本の軍縮・不拡散外交 第4版』(平成20年、外務省 軍縮不拡散・科学部編集)、第3部「核軍縮・不拡散」、「参考 非核兵器地帯」、第5節「南極、海底、宇宙・月の非軍事化」
- 【21】 Antarctic Treaty (<http://disarmament.un.org/treaties/t/antarctic>)
- 【22】 Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies (http://disarmament.un.org/treaties/t/outer_space)
- 【23】 Treaty on the Prohibition of the Emplacement of Nuclear Weapons and Other Weapons of Mass Destruction on the Sea-Bed and the Ocean Floor and in the Subsoil Thereof (http://disarmament.un.org/treaties/t/sea_bed)
- 【24】 Agreement Governing the Activities of States on the Moon and Other Celestial Bodies (<http://disarmament.un.org/treaties/t/moon>)
- 【25】 外務省HP: 外交政策> 日本の安全保障と国際社会の平和と安定> 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用> 核軍縮・不拡散> 旧ソ連諸国に対する非核化支援> 低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」建設(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/kyuso/suzuran.html>)
- 【26】 外務省HP: 会見・発表・広報> 広報・パンフレット・刊行物> わかる! 国際情勢> Vol.11 ロシア極東退役原潜解体協力事業 ~核軍縮・不拡散、環境保全を目指して(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol11/index.html>)
- 【27】 外務省HP: 外交政策 > 日本の安全保障と国際社会の平和と安定 > 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用 > 核軍縮・不拡散 > 旧ソ連諸国に対する非核化支援 > ロシア退役原潜解体協力事業「希望の星」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/kyuso/star_of_hope.html)
- 【28】『日本の軍縮・不拡散外交 第7版』(平成28年、外務省 軍縮不拡散・科学部編集)、第3部「核軍縮」、第5章「さらなる核軍縮のための課題」、第4節「非核兵器地帯」、「2.日本の立場」
- 【29】 外務省HP: 外交政策> 日本の安全保障と国際社会の平和と安定> 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用> 核軍縮・不拡散> 核軍縮> ジュネーブ軍縮会議(CD)> ジュネーブ軍縮会議(CD)の概要(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/cd/gaiyo.html)
- 【30】 『1973年版外交青書』(外務省)、第1部「総説」、第1章「世界のおもな動き」、第2節「米ソ関係」、「2.軍縮面における両国関係の進展」
- 【31】 『1980年版外交青書』(外務省)、第1部「総説」、第1章「1979年の世界の主要な動き」、「2.米中ソ3国及び西欧諸国の動向」
- 【32】 外務省HP: 外交政策> 軍縮・不拡散> ABM条約 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/beiro/abm.html>)
- 【33】 『1988年版外交青書』(外務省)、第2章「国際社会の主要課題と日本の役割」、第1節「国際政治の動きと平和への寄与」、「1.東西関係」、(3) 過去1年余の動き
- 【34】 『日本の軍縮・不拡散外交 第7版』(平成28年、外務省 軍縮不拡散・科学部編集) 第3部「核軍縮」、第1章「核兵器国の核軍備管理・核軍縮」、第2節「米国とロシアの核軍備管理・核軍縮」
- 【35】 原子力百科事典 ATOMICA-HP: 国際協力・原子力関連機関> 国際条約・協定等> 国際条約> START (戦略兵器削減条約) (http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat_detail.php?Title_Key=13-04-01-08)

- 【36】 外務省HP: 外交政策> 軍縮・不拡散> 戦略攻撃能力削減に関する条約(モスクワ条約) (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/beiro/moscow.html>)
- 【37】 米国国務省HP (<https://www.state.gov/>): Under Secretary for Arms Control and International Security> Bureau of International Security and Nonproliferation (ISN)>Treaties and Agreements> Current Treaties and Agreements> Fact Sheet on the Moscow Treaty on Strategic Offensive Reductions (<http://www.state.gov/t/ac/trt/18016.htm#14>) [リンク切れのため閲覧不可]
- 【38】 外務省HP: 報道・広報> 談話・コメント> 米露首脳による戦略攻撃兵器の更なる削減の交渉に関する共同声明等について (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/21/pdfs/dnk_0402.pdf)
- 【39】 NTI, HP: “Obama, Medvedev Agree to Nuclear Arms Reduction Goals” (6 July 2009) (<http://www.nti.org/gsn/article/obama-medvedev-agree-to-nuclear-arms-reduction-goals/>)
- 【40】 外務省HP: 会見・発表・広報> 談話> 外務報道官談話>新START条約の履行期限の到来について(外務報道官談話) (https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page4_003725.html)
- 【41】 日本パグウォッシュ会議HP (<http://www.pugwashjapan.jp/>): ラッセル・アインシュタイン宣言 (http://www.riise.hiroshima-u.ac.jp/pugwash/r_e.html)
- 【42】 湯川秀樹編著『平和時代を創造するために—科学者は訴える—』(第5刷)、岩波新書
- 【43】 日本パグウォッシュ会議・最新情報HP (https://blogs.yahoo.co.jp/pugwash_blog/): 第58回パグウォッシュ会議年次大会(ハーグ)
- 【44】 長崎大学核兵器廃絶センターHP (<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/>): 市民データベース> 関連重要資料> 政策提言> 個人・団体の声明・発言> シュルツ、キッシンジャーらの「核兵器のない世界」提言(2007年1月) (<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/database/importantdocument/policy-advice/organization/no3>)
- 【45】 President Barack Obama the White House HP: Briefing Room> Speeches & Remarks> Remarks By President Barack Obama In Prague As Delivered (<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/remarks-president-barack-obama-prague-delivered>)
- 【46】 外務省HP: 外交政策> 軍縮・不拡散> 核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合における安保理決議1887号の採択(概要) (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/anpori_k09_1887g.html)
- 【47】 阿部達也「核兵器禁止条約」、国際法学会エキスパート・コメント、No.2017-1(<http://www.jsil.jp/expert/20171010.html>); 黒澤満「核兵器禁止条約の意義と課題」、『大阪女学院大学紀要』、第14号、2017、15-32頁
- 【48】 外務省HP: 軍縮・軍備管理・不拡散> 国連における軍縮・不拡散への取り組み> 日本の核軍縮決議案> 1994年「究極的核廃絶」決議 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/ketsu_94.html)
- 【49】 外務省HP: 外交政策> 軍縮・不拡散> 2000年「全面的核兵器廃絶への道程」決議 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/ketsu_2000.html)
- 【50】 外務省HP: 軍縮・軍備管理・不拡散> 国連における軍縮・不拡散への取り組み> 日本の核軍縮決議案,第64回国連総会(2009年)> 第64回国連総会「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」決議(骨子) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/pdfs/64_ketsugi_k.pdf)
- 【51】 外務省HP: 報道・広報> 報道発表> 我が国核軍縮決議案及び小型武器決議案の国連総会での採決 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/12/1209_02.html)
- 【52】 外務省HP: 報道・広報> 報道発表> 2017年第72回国連総会我が国核兵器廃絶決議案(骨子) (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000321092.pdf>)

- 【53】 外務省HP: 報道・広報 > 報道発表 > 我が国核軍縮決議案の国連総会での採択(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/21/12/1197716_1112.html)
- 【54】 外務省HP: 報道・広報 > 報道発表 > 我が国核兵器廃絶決議案の国連総会本会議での採択 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005369.html)
- 【55】 平和市長会議HP (<http://www.mayorsforpeace.org/jp/index.html>)